

福島県会津美里町

史跡向羽黒山城跡保存活用計画書

会津美里町教育委員会

目 次

序

例言

第1章 計画策定の経緯・目的

第1節 計画策定の経緯.....	1
第2節 計画の目的.....	3
第3節 委員会の設置・経過.....	3
第4節 他の計画との関係.....	8
1 計画の位置づけ.....	8
2 行政計画・施策との関係.....	9
3 主な関係法令等.....	21
第5節 計画の実施.....	29
1 保存活用計画の対象範囲.....	29
2 計画期間.....	30

第2章 史跡を取り巻く地域の環境

第1節 社会的環境.....	31
1 町の沿革.....	31
2 町的地勢.....	32
3 人口.....	33
4 都市計画.....	34
5 産業.....	35
6 観光.....	35
7 交通.....	37
第2節 自然的環境.....	35
1 地形.....	38
2 地質.....	41
3 気象.....	43
4 植物相.....	44
5 動物相.....	47
第3節 歴史的環境.....	49
1 時代別概説.....	49
2 主な文化財と伝説.....	52

第3章 向羽黒山城跡の概要

第1節 向羽黒山城跡と築城の歴史的背景.....	54
1 歴史的背景.....	54
2 主な文献史料.....	56

第2節	史跡指定の状況.....	59
1	指定告示.....	59
2	指定説明文.....	59
第3節	史跡の現状.....	61
1	土地所有状況.....	61
2	土地利用.....	62
3	史跡の現況.....	63
4	景観.....	70
第4節	発掘調査と整備概要.....	75
1	発掘調査の概要.....	75
2	整備の概要.....	82
第5節	史跡指定隣接地の現況.....	88
第4章 向羽黒山城跡の本質的価値		
第1節	向羽黒山城跡の本質的な価値.....	94
第2節	史跡を構成する諸要素.....	95
1	構成要素の区分.....	95
2	地区区分と構成要素.....	97
3	史跡を構成する要素の特定.....	99
4	史跡周辺を構成する要素の特定.....	108
第3節		91
1	構成要素の区分.....	91
2	史跡を構成する要素の特定.....	93
3	史跡周辺を構成する要素の特定.....	102
第5章 向羽黒山城跡の現状と課題		
第1節	保存・管理の現状と課題.....	109
1	保存・管理の現状.....	109
2	課題.....	104
第2節	活用の現状と課題.....	113
1	活用の現状.....	113
2	課題.....	116
第3節	整備の現状と課題.....	112
1	地区区分ごとの整備現状.....	118
2	課題.....	121
第4節	運営・体制整備の現状と課題.....	125
1	運営・体制整備の現状.....	125
2	課題.....	126

第6章	大綱・基本方針	
第1節	大綱	127
第2節	基本方針	127
第7章	保存・管理	
第1節	保存・管理の方向性	129
1	全体の方向性	129
2	地区別の方向性	130
第2節	保存・管理の方法	134
1	全体の方法	134
2	地区別の保存・管理の方法	135
第3節	現状変更の取扱い基準	139
1	現状変更等にかかる基本的な考え方と方針	139
2	向羽黒山城跡の現状変更の取扱基準	140
第8章	活用	
第1節	活用の方向性	144
第2節	活用の方法	144
第9章	調査・研究	
第1節	調査・研究の方向性	146
第2節	調査・研究の方法	146
1	史跡の本質的価値の深化と変遷の解明を図るための調査	146
2	史跡の保存管理のための調査	147
3	史跡の活用のための調査	147
第10章	整備	
第1節	整備の方向性	148
1	史跡保存のための整備	148
2	史跡活用のための整備	148
第2節	整備の方法	149
1	史跡保存のための整備	149
2	史跡活用のための整備	151
第11章	運営・体制整備	
第1節	運営・体制整備の方向性	154
第2節	運営・体制整備の方法	154
1	管理主体の体制強化の方法	154
2	相互連携ができる連絡体制の構築の方法	155
3	指導助言組織の体制構築の方法	155

第12章 施策の実施計画の策定・実施

第1節 実施計画の方向性..... 156

第2節 実施計画の概要..... 156

第13章 経過観察

第1節 経過観察の方向性..... 158

第2節 経過観察の方法..... 158

第1章 計画策定の経緯・目的

第1節 計画策定の経緯

史跡向羽黒山城跡（以下、本史跡という。）は、福島県大沼郡会津美里町の東端に位置し、中世会津を支配した蘆名盛氏が隠居城として永禄4年（1561）に築城を始め、永禄11年（1568）に完成した城として以前より知られてきた。昭和49年（1974）に本郷町指定文化財となり、平成11年（1999）5月に文化審議会の答申を経て、平成13年（2001）8月7日の官報（文部科学省告示第134号）において国指定史跡に指定された。

国史跡指定に先立ち、本史跡においては、「向羽黒山城（岩崎城）跡保存管理計画書」（以下、保存管理計画書という。）を平成7年（1995）に策定したことが特筆される。この時の策定に際しての調査研究の結果、向羽黒山城跡の概要が把握され、その遺構の規模、城構えの堅固さが当時の山城としては全国的にみても屈指なものであることが判明した。

町はこれらの成果から、このような重要な遺跡の存在は、町の誇りであり、これを後世に伝承するために、一般町民のこの城に対する関心と意識の高揚が必要であること、更に研究を深め、この城跡の全容を解明し、これを町民に理解してもらう必要があると考え、国史跡への指定を目指すこととした。

本史跡においては、国史跡指定に際し、残存地形が極めて良好であったことから、事前の遺構や範囲確認の発掘調査を行わずに史跡指定となった稀なケースであったため、国史跡指定後の平成14年(2002)から同18年(2006)に試掘確認調査を実施した。その後、平成23年(2011)3月に「史跡向羽黒山城跡整備計画書」（以下、整備計画書という。）を策定し、平成23年度(2011)から同29年度(2017)に一曲輪地区において第1期調査整備事業、同30年度(2018)から令和4年度(2022)に二曲輪地区において第2期調査整備事業として実施した。

これまでの調査及び整備事業については、保存管理計画書及び整備計画書に基づき実施してきたものである。特に保存管理計画書については、策定から30年以上が経過し、その後の国史跡指定及び各調査整備事業を実施したことにより、史跡の価値の再評価が可能になったことや社会情勢も大きく変動したこと等から、新たな課題も見えてきた。以上のことから保存管理計画及び整備計画を土台としつつ、今後取り組むべき保存・活用・整備について、改めて計画を策定することとした。

これまでの経緯を次に示す。

昭和28年	大川羽鳥県立自然公園に指定
昭和39年	区域内を通る林道岩崎線が完成
昭和49年12月	本郷町文化財(史跡)に指定

昭和53年 6 月	区域内が保安林に指定
昭和57年10月	生活環境保全林整備事業に伴い、二の丸・三の丸で緊急発掘調査が行われ、礎石と思われる石を多数検出
昭和58年	城跡全域の保存管理を考慮して航空測量を実施し、基本地形図作成 生活環境保全林整備事業により、遊歩道・東屋等を設置
平成 2 年	保存管理計画策定委員会を設置
平成7年 3 月	「向羽黒山城(岩崎城)跡保存管理計画書」を策定
平成10年 3 月	国史跡指定を申請
平成13年 8 月 7 日	官報告示(文部科学省告示第134号)
平成14年	向羽黒山城跡調査指導委員会が発足 「炎の郷・向羽黒山城跡ふれあい茶会」が開始 (史跡を活用した事業として現在でも継続)
平成15年	二曲輪地区試掘確認調査・三日町地区試掘確認調査を実施
平成16年	一曲輪地区試掘確認調査・十日町地区試掘確認調査を実施
平成17年	三曲輪地区試掘確認調査・十日町地区磁気探査調査を実施
平成18年	北曲輪地区試掘確認調査・十日町地区磁気探査調査を実施
平成21年	西曲輪地区試掘確認調査・十日町地区試掘確認調査を実施
平成22年	二曲輪地区地形確認調査を実施
平成23年	二曲輪地区地形確認調査を実施 「向羽黒山城跡整備計画書」を策定 向羽黒山城跡調査整備委員会が発足
平成24年	向羽黒山城跡第 1 期調査整備事業 1 年目
平成25年	向羽黒山城跡第 1 期調査整備事業 2 年目
平成26年	向羽黒山城跡第 1 期調査整備事業 3 年目
平成27年	向羽黒山城跡第 1 期調査整備事業 4 年目 向羽黒山城跡第 1 期調査整備事業 5 年目 第 1 期調査整備事業において新たな検討課題等の精査のため 2 年間延長することとした。
平成28年	向羽黒山城跡第 1 期調査整備事業 6 年目
平成29年	向羽黒山城跡第 1 期調査整備事業 7 年目
平成30年	向羽黒山城跡第 2 期調査整備事業 1 年目
平成31年	向羽黒山城跡第 2 期調査整備事業 2 年目
令和 2 年	向羽黒山城跡第 2 期調査整備事業 3 年目
令和 3 年	向羽黒山城跡第 2 期調査整備事業 4 年目
令和 4 年	向羽黒山城跡第 2 期調査整備事業 5 年目

第2節 計画の目的

本史跡は、国史跡指定から20年以上が経過し、これまでの調査事業や整備事業、活用事業等の成果を踏まえ、本史跡の今後の保存及び活用を適切に推進していくための基本的な指針として、「史跡向羽黒山城跡保存活用計画」（以下、本計画という。）を策定するものである。

第3節 委員会の設置・経過

1. 委員会の設置

計画の策定にあたっては、学識・経験を有する専門家の指導と助言を反映させるために、「史跡向羽黒山城跡保存活用計画策定委員会」を設置した。設置の要綱と構成員及び委員会の開催状況は、以下のとおりである。

会津美里町向羽黒山城跡保存活用計画策定委員会設置要綱

（設置）

第1条 国指定史跡向羽黒山城跡の保存、管理、整備及び活用に関し、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第129条の2第1項の規定に基づく向羽黒山城跡保存活用計画（以下「保存活用計画」という。）を策定するため、会津美里町向羽黒山城跡保存活用計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 策定委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- （1）保存活用計画の策定に関すること。
- （2）その他保存活用計画の策定に必要な事項に関すること。

（組織）

第3条 策定委員会は、委員10名以内で組織し、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- （1）会津美里町文化財保護審議会委員
- （2）会津美里町向羽黒山城跡調査整備委員会委員
- （3）会津美里町観光協会の構成員
- （4）学識経験者
- （5）関係行政機関の職員

（任期）

第4条 策定委員の任期は、保存活用計画が文化庁長官の認定を受け協議を終えた日までとする。

2 策定委員の欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 策定委員会に委員長及び副委員長を各1名置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 策定委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、最初の策定委員会の会議は、教育委員会が招集する。

(意見の聴取等)

第7条 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の者に出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会生涯学習課において処理する。

(報償)

第9条 第3条第1項第2号及び4号で規定する委員(以下「2号及び4号委員」という。)の報償は、1回当たり15,000円とする。

2 2号及び4号委員が策定委員会に出席するための旅費は、会津美里町職員等の旅費に関する条例(平成17年条例第51号)第6条に規定する鉄道賃、船賃、航空賃、車賃及び宿泊料を前項の報償に加算して支払う。

3 2号及び4号委員を除く委員の報償は、1回当たり6,000円とする。ただし、4時間以内の場合は1回当たり3,000円とする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、委員長が策定委員会に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、令和6年5月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、保存活用計画が文化庁長官の認定を受け協議を終えた日にその効力を失う。

構成員一覧

【委 員】

役職	氏名	専門分野	所属等
委員長	高 橋 充	文献	福島県立博物館
副委員長	遠 藤 秀 一	郷土史	会津美里町文化財保護審議会
委 員	飯 村 均	考古学	元福島県文化振興財団
〃	鈴 木 俊 行	植物	福島県文化財保護審議会委員

〃	北野博司	史跡整備	東北芸術工科大学
〃	齋藤慎一	日本中世史	江戸東京博物館
〃	西田健	観光	会津美里町観光協会

【指導機関】

滑川敦子 文化庁 文化財第二課 史跡部門 文化財調査官（令和6・7年度）
 渋谷啓一 文化庁 文化財第二課 史跡部門 主任文化財調査官（令和8年度）
 岡部睦美 福島県教育庁 文化財課 専門文化財主査（令和8年度）
 山本友紀 福島県教育庁 文化財課 文化財主査（令和6年度）
 佐久間裕之 福島県教育庁 文化財課 文化財主査（令和6・7年度）

【関係機関】

吉田昌央 北塩原村教育委員会 副主任学芸員
 （史跡柏木城跡保存活用計画策定検討委員会事務局）

【事務局】

歌川哲由 会津美里町教育委員会 教育長（令和6・7・8年度）
 小林隆浩 会津美里町教育委員会 生涯学習課長（令和6・7年度）
 歌川和仁 会津美里町教育委員会 生涯学習課長（令和8年度）
 梶原圭介 会津美里町教育委員会 生涯学習課 郷土資料館長（令和6・7・8年度）
 新國一弥 会津美里町教育委員会 生涯学習課 文化係長（令和6年度）
 遠藤絵美 会津美里町教育委員会 生涯学習課 文化係長（令和7・8年度）
 五十嵐遼太 会津美里町教育委員会 生涯学習課 文化係 主査（令和6年度）
 林芽依 会津美里町教育委員会 生涯学習課 文化係 主事（令和6・7・8年度）

2. 審議の経過

令和6年度 第1回向羽黒山城跡保存活用計画策定委員会

- ・日時：令和7年（2025）2月4日（火）13：30～16：30
- ・場所 会津美里町新鶴生涯学習センター
- ・議事

【報告①】向羽黒山城跡のこれまでの経緯について

【報告②】保存活用計画の策定について

【協議】計画書に盛り込む事項について



令和6年度 第1回委員会

令和6年度 第2回 向羽黒山城跡保存活用計画策定委員会

- ・日時：令和7年（2025）3月28日（金）13：30～16：30
- ・場所 会津美里町 向羽黒山城跡
- ・内容 現地踏査



令和6年度 第2回委員会

令和7年度 第1回向羽黒山城跡保存活用計画策定委員会

- ・日時：令和7年（2025）7月8日（火）13：30～16：30
- ・場所 会津美里町郷土資料館
- ・報告及び協議
 - 【報告①】これまでの経緯について
 - 【報告②】今後のスケジュールについて
 - 【協議】保存活用計画書について



令和7年度 第1回委員会

令和7年度 第2回向羽黒山城跡保存活用計画策定委員会

- ・日時：令和8年（2026）3月23日（月）13：30～16：30
- ・場所 会津美里町郷土資料館
- ・報告及び協議
 - 【報告】計画策定の経過及び進捗について
 - 【協議】保存活用計画書について



令和7年度 第2回委員会

令和8年度 第1回向羽黒山城跡保存活用計画策定委員会

- ・日時：令和8年（2026）6月17日（水）13：30～16：30
- ・場所 会津美里町郷土資料館
- ・報告及び協議

【報告】①3月委員会時提示資料の意見と
修正状況について

②今後のスケジュールについて

【協議】保存活用計画の内容について



令和8年度 第1回開催

第4節 他の計画との関係

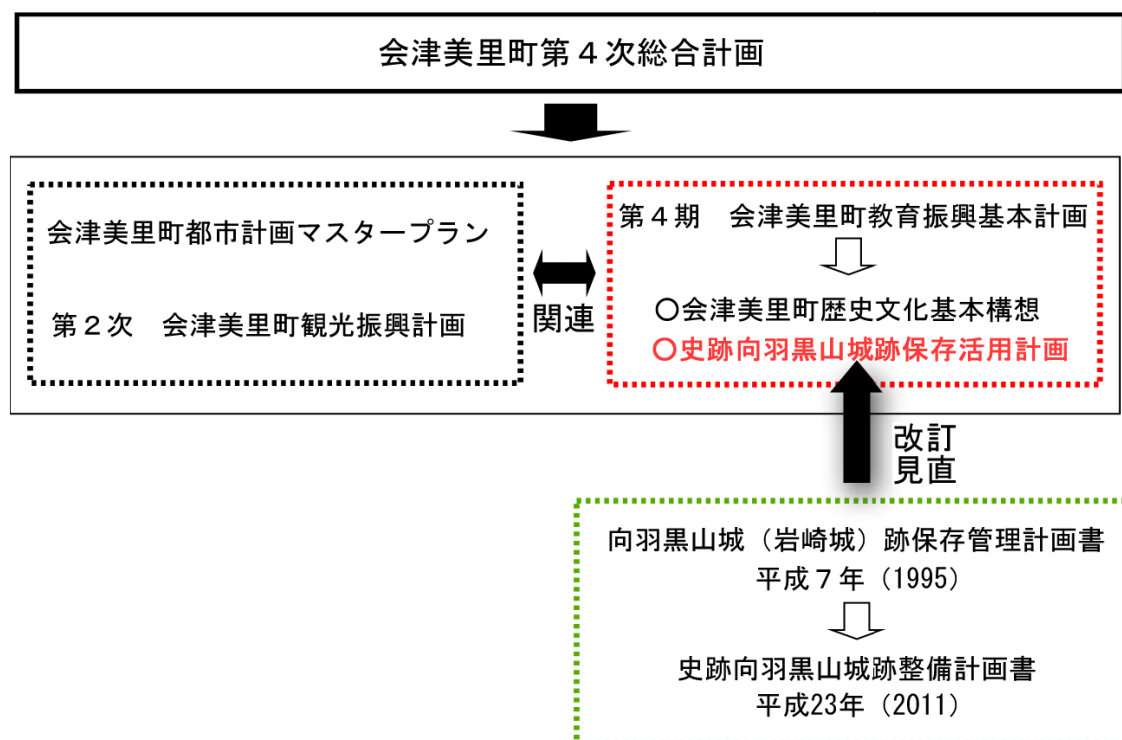
1. 計画の位置づけ

本計画の策定にあたって整合を図るべき関連計画を以下に示す。

保存活用計画は文化財保護法などの文化財関連法に準拠したものであると同時に、行政施策という面からは、「会津美里町第4次総合計画」を最上位計画とし、関係する「第4期会津美里町教育振興基本計画」、「会津美里町歴史文化基本構想」、まちづくりや観光という側面からは「会津美里町都市計画マスタープラン」、「会津美里町第2次観光振興計画」などの関連計画と密接に関連している。

また、史跡の保存活用としては、平成7年（1995）に「向羽黒山城（岩崎城）跡保存管理計画書」を策定し、平成13年（2001）に国史跡指定、この間に向羽黒山城跡調査指導委員会の指導を受け、5次におよぶ試掘調査を実施し、平成23年（2011）に「史跡向羽黒山城跡整備計画書」を策定し、これに基づく整備を同年度から令和4年度までを2期に区分して実施している。

今回策定する保存活用計画は、「向羽黒山城（岩崎城）跡保存管理計画書」を前提としながら、令和4年度まで実施した「史跡向羽黒山城跡整備計画書」を踏まえ、これらを見直したものと位置づける。



保存活用計画の位置づけ

2. 行政計画・施策との関係

(1) 会津美里町第4次総合計画 (2026～2035)

本町では「会津美里町第4次総合計画（基本構想及び前期基本計画）を策定し、まちづくりを進めている。本基本構想は、令和8年度（2026）から令和17年度（2035）までを計画期間とし、令和8年度（2026）から令和12年度（2030）までの5年間を前期基本計画と位置づけている。

ここでは、まちの将来像を、『**もっとつながる ほっとやすらぐ ずっと住みたい 美しきふる里 会津美里町**』とし、身近な住民の声に真摯に耳を傾けながらしっかりと地に足をつけ身の丈にあった取り組みを着実に進め幸福度の高いまちづくりを進めていくとしている。

これを実現するため、5つの政策（目標）及び14の施策を掲げている。向羽黒山城跡に関わる主な施策は、**政策4 未来を育む学びのまち**で、**施策 地域文化の振興**における取り組みが当たる。これを受け前期基本計画では、文化財を活用したまちづくり、文化財の保存と地域文化の継承を取り組みとして掲げ、主な事業として文化財保存・活用事業が謳われている。

将来像

もっとつながる ほっと安らぐ ずっと住みたい
美しきふる里 会津美里町

重点
プロジェクト

ⅢⅡⅠ
人口減少を緩やかにする地域創生プロジェクト
特色ある持続可能な地域づくりプロジェクト
未来を担う人づくりプロジェクト

政策	施策	町の主な取組
政策1 安心・安全で快適な 生活環境のまち	1-1 生活環境の保全	①ゼロカーボン社会の実現に向けた意識向上 ②公衆衛生の向上 ③廃棄物の減量と再資源化の促進 ④不法投棄の監視体制の強化 ⑤空き家等の適正管理の促進
	1-2 生活基盤の充実	①安全で快適な道路の確保 ②計画的な都市づくりの推進 ③公園の整備と適正な維持管理 ④公営住宅の適正な維持管理 ⑤上水道施設の計画的な更新と適正な維持管理 ⑥下水道への接続促進と施設の適正な維持管理 ⑦持続可能な公共交通体系の構築と公共交通の利用促進 ⑧情報通信基盤の適正な管理
	1-3 防災・防犯体制の充実	①町民の防災意識の向上と地域防災力の強化 ②消防団員の確保と育成 ③災害に強いまちづくりの推進 ④交通安全意識の向上 ⑤防犯対策の推進
政策2 健やかに生きる 支え合いのまち	2-1 保健体制の充実	①生活習慣病の発症・重症化予防を中心とした健康づくり ②運動習慣の定着に向けた支援 ③こころの健康相談体制の充実 ④広域連携も含めた医療体制の充実
	2-2 高齢者福祉の充実	①介護予防の基盤強化 ②高齢者の健康づくり ③高齢者福祉サービスの充実 ④認知症対策の充実
	2-3 子育て支援の充実	①母子保健と児童福祉の連携強化 ②子育て支援センター、児童クラブ等の児童福祉施設の機能充実 ③子育て世帯への経済的支援
	2-4 支え合いと多様性の尊重	①包括的な支援体制の充実 ②障がい福祉サービスの充実 ③多様性を認め合う社会の実現
政策3 活気ある産業と 賑わいのまち	3-1 農林業の振興	①農業の担い手の確保・育成 ②農地の保全及び耕作放棄地対策 ③農業経営の安定化 ④環境に配慮した農業の推進 ⑤有害鳥獣被害対策の強化 ⑥森林資源の活用と林業の効率性向上
	3-2 商工観光業の振興	①まちなかの賑わい創出と質の高い雇用環境の維持・確保 ②後継者の育成と事業承継の推進及び創業支援の充実 ③観光資源の磨き上げ及び情報発信の強化と誘客受入体制の充実 ④観光まちづくり体制の確立
政策4 未来を育む 学びのまち	4-1 子ども教育の充実	①幼児期から一貫した学びの基礎力の育成と学力の向上 ②個に応じた指導体制等の構築 ③学校施設・設備の計画的な更新・維持管理 ④地域とともにある学校づくりと学校を核とした地域づくりの推進 ⑤幼児教育・保育環境の充実
	4-2 生涯学習・スポーツの充実	①町民の生涯学習の機会づくり ②家庭での教育力の向上 ③地域と学校の連携強化 ④生涯スポーツの推進 ⑤スポーツ施設等の適正な維持管理
	4-3 地域文化の振興	①子どもたちの町への愛着を育む機会づくり ②文化財を活用したまちづくり ③郷土資料館の活用 ④文化財の保存と地域文化の継承
政策5 地域とともに 歩むまち	5-1 地域づくり・多様な連携の推進	①町民主体のまちづくり活動の活性化 ②集落機能の維持活性化 ③広域連携・官民連携の推進 ④高校や大学その他の研究機関等との学官連携の推進
	5-2 移住・定住の促進と 交流・関係人口の拡大	①移住・定住の促進 ②結婚の希望を叶える支援 ③地域おこし協力隊を活用した地域活性化の促進 ④ふるさと納税を活用した関係人口の創出 ⑤空き家等の利活用促進 ⑥友好・姉妹都市との交流

※赤枠が本計画と関係する施策

政策体系図

(2) 第4期 会津美里町教育振興基本計画

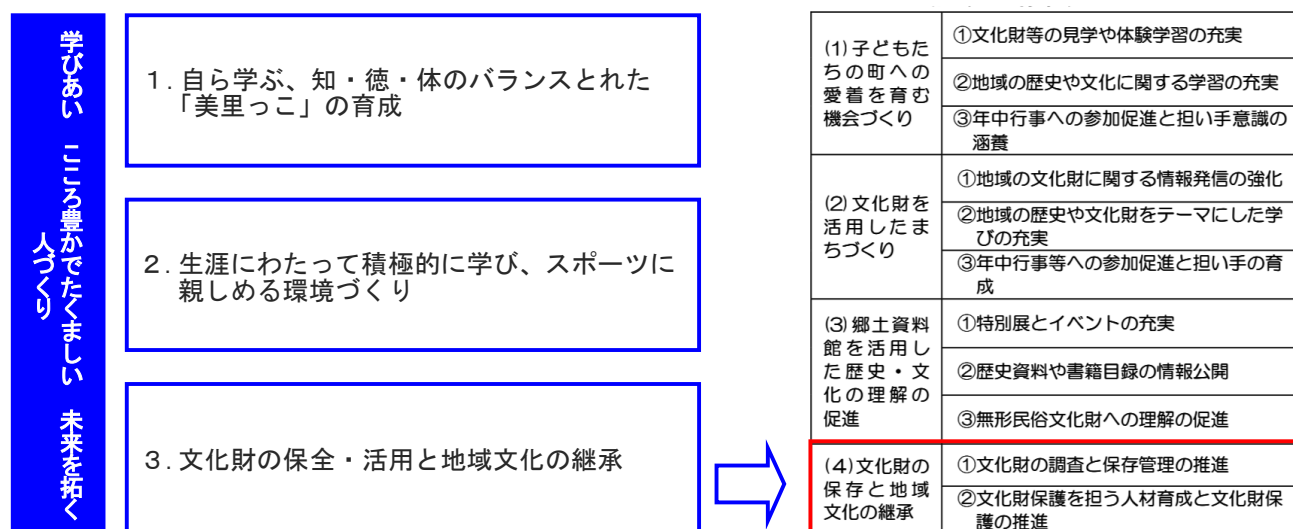
本計画は、「会津美里町第4次総合計画（前期）」を上位計画とし、本町教育行政が進むべき方向性とその実現のために必要な施策を明らかにしたもので、計画期間は、令和8年度（2026）から令和12年（2030）までの5年間である。

ここでは、町が目指す教育のすがたを、**学びあい ころ豊かでたくましい 未来を拓く人づくり**という基本理念を掲げている。

また、人づくりはまちづくりのすべての基本とし、これを実現するため、3つの基本目標を設定し、その達成に向けて各種施策を展開している。

向羽黒山城跡に関わる主な施策は、**基本目標3：文化財の保存・活用と地域文化の継承**に位置づけられ、基本目標では地域に残された多くの貴重な文化財の保存・活用を図るとともに地域の伝統や文化を守る環境を整え、後継者の育成を進め、町内に残る地域行事の再確認や見直しに努め、地域の文化の振興を図るとしている。また、施策の体系では、今後の方向性として文化財の適切な保存、継承活動の支援を挙げ、**3 地域文化の振興**

基本施策4 文化財の保存と地域文化の継承の中で、文化財の調査と保存管理を推進し、文化財保護を担う人材育成と文化財保護を図るとしている。



※赤枠が本計画と関係する施策

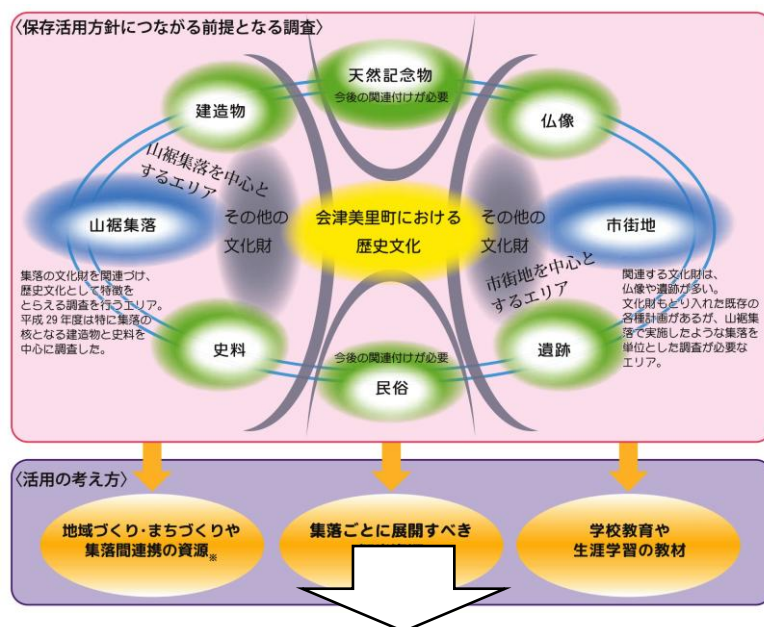
施策の体系と展開

(3) 会津美里町歴史文化基本構想

本町では、歴史文化を後世に適切に引き継ぐため、保存と活用を通して文化財の保護を行うことができるよう、その方向性を示した「会津美里町歴史文化基本構想」を平成30年度（2018）に策定した。ここでは子どもに誇れる 歴史文化の地域づくりを保存・活用の基本理念に、4つの基本方針を掲げ、町民の主体的参加を得ながら、その実現を目指している。

歴史文化基本構想では、本町の個々の文化財を結びつけ、関連する文化財の集まりとして捉えることで、町の歴史・文化の特徴を見出すことができるようにし、その活用展開では、生涯学習の場や学校教育の場での積極的な活用を、観光・文化財周知などのPR拡大などにつなげることができるとしている。

向羽黒山城跡は、第3群 向羽黒山城跡周辺に残る中世会津の風景 の主要な構成要素と位置づけられている。



会津美里町の関連文化財群

No.	関連文化財群	主な集落
1	仏都会津とまほろばの里	新屋敷・根岸・米沢・雀林・八木沢・赤留・高田 周辺
2	伊佐須美神社を中心とした会津文化発祥の地	高田、永井野 周辺
3	向羽黒山城跡周辺に残る中世会津の風景	本郷・大石・大門・相川・三日町を中心として、本町全域
4	会津本郷焼の産地	本郷・柳西
5	街道・連絡路と水運による文化・経済の交流	本町の西南縁
6	幕府領と会津藩領のはざまとして	高田地域
7	生業と深く結びついた民俗文化財	本町全域

関連文化財群とストーリーの概説

『向羽黒山城跡周辺に残る中世会津の風景』

会津の戦国領主蘆名盛氏によって築城された向羽黒山城は、東北最大級の山城で、かつては盛氏の隠居城と言われていましたが、その規模や遺構の様子から、今では蘆名氏の本拠である黒川城(現在の会津若松城)と対をなす、重要な山城と位置付けられています。向羽黒山城跡は、平成13年(2001)に国の史跡に指定され、町では山城の調査・整備事業を継続して行っています。

さらに、平成29年(2017)4月6日には、公益財団法人日本城郭協会により「続日本100名城」の一つに選定されました。ガイドブックによれば、その見どころは「山城独自の地形がよく残っており、堀や平場等、城を構成する遺構のスケールの大きさを実感できる」としています。

この山城の麓には城下町が形成されていたと言われ、現在でも三日町や高田町等、当時の城下町の名残と言われる地名が残ります。羽黒山の西南麓近くには「船場」という地名が残り、当時の鶴沼川が向羽黒山城の東側を取り囲むように内陸側に入り込んでいたことによるものと考えられます。

また、町のハザードマップによれば、この周辺は浸水想定区域である事から、古くより自然の要害であったことが容易に想像できます。そのため、過去の歴史を拾いながらの景観整備・防災整備が必要となる地域と考えられています。

左下り山から大日影山・船場・岩崎山(向羽黒山城一曲輪)・本郷を結ぶ地形を断面図から見ると、本郷は船場の標高よりわずかに低地に当たり、船場で水面が上昇すると氾濫の危険にさらされることが理解できます。

一方、山城跡には、「お茶屋場」と呼ばれる、盛氏が茶を嗜んだことにちなんだ曲輪名や、近隣の集落に盛氏が授けたという伝説の残る絵画が残る等、蘆名家とゆかりのあるものが多く存在します。

この他、中世に改修されたといわれる左下り観音堂や三日町の太子堂、元は向羽黒山の南山麓にあったと推測される相川観音堂等中世の信仰の名残を確認することができます。

さらに、本町には防衛拠点となった中世の城館跡が多数存在します。代表的な山城は本郷地域の向羽黒山城跡ですが、高田地域を中心に平地に館がそれと対をなす形で集落の背後にある山の中腹や頂上に山城がつけられました。特に、それらは街道や川筋に沿ってつけられており、外から入ってくる敵等の防御拠点とされていたと考えられています。

城郭は基本的に会津盆地を取り囲む稜線上に立地し、有力者の居館が北方からの阿賀川支流を監視するような位置に設定され、南方の陸路は下野路へと通じていることが確認されます。

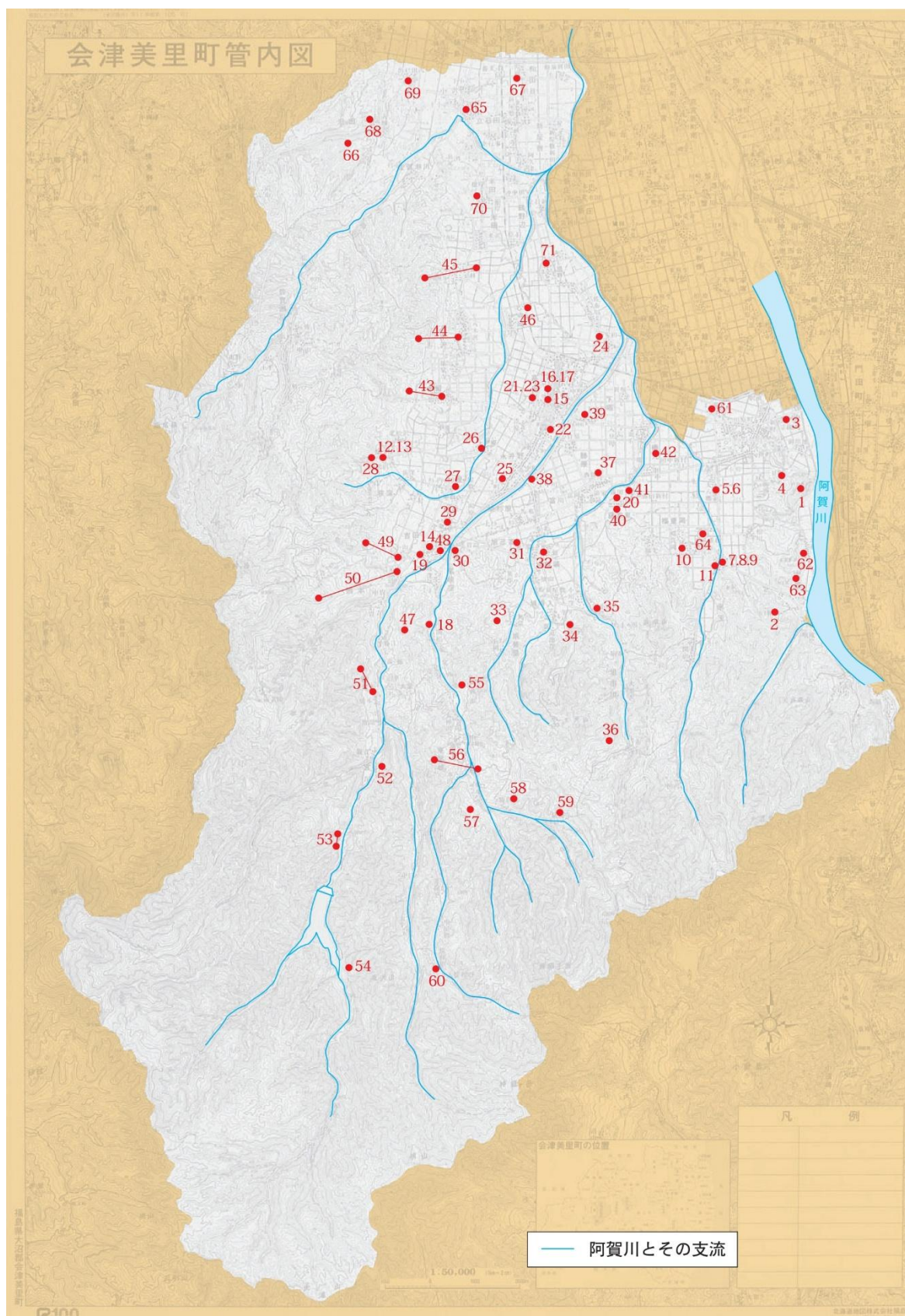
また、城跡の立地からすると、そこから望見できる範囲がそれぞれの領主の支配範囲であり、江戸時代の幕藩体制とは異なる様相を呈していたことが窺えます。これらの城跡と寺社を核とした集落の範囲は、互いに関連した領域として捉える必要性があったことと推測されます。近世の幕藩体制下において、古来の荘園管理と中世城館との関係が薄れると

いう社会体制の変化が起きましたが、中世末期に生まれた共同体意識は、依然として強い絆を保つものとして意識されていたと考えられます。

この他にも、本町の中世を窺える文化財として、蘆名氏が伊佐須美神社に寄進したとされる国指定重要文化財「朱漆金銅装神輿」や蘆名氏以降会津に入部した伊達政宗に関係する文書類、戦国時代末期から江戸時代初期に活躍した「天海大僧正」に関係する史跡等が残り、会津地方の中世を語る上で貴重な資料が残る地域といえます。

向羽黒山城跡周辺に残る中世会津の風景 関連文化財群

番号	構成文化財	所在場所等	番号	構成文化財	所在場所等
1	向羽黒山城跡	本 郷	37	西勝城跡	西 勝
2	左下り観音堂	大 石	38	上中川館跡	上中川
3	宗願町の由来	本 郷	39	中川城跡	中 川
4	木造聖徳太子立像	三日町	40	藤田城跡	藤 田
5	絵画掛軸鷹絵	大八郷	41	沖ノ館館跡	沖ノ館
6	鳳凰地蔵尊（地蔵一尊浮彫板碑）	大八郷	42	橋爪館跡	橋 爪
7	阿弥陀三尊種子板碑	藤巻神社	43	赤留城跡・赤留館跡	赤 留
8	阿弥陀一尊種子板碑	藤巻神社	44	八木沢城跡・八木沢館跡	八木沢
9	藤巻神社の乳イチョウ	藤巻神社	45	雀林城跡・雀林館跡	雀 林
10	木造薬師如来坐像	鳳来寺	46	寺崎館跡	寺 崎
11	木造毘沙門天立像	積翠寺	47	尾岐窪城跡	尾岐窪
12	松本図書父子肖像掛軸	松 沢	48	仁王城跡	仁 王
13	伊達政宗寄進状	松 沢	49	小山城跡・小山館跡	小 山
14	仁王寺文書	仁王寺	50	冑城跡・冑館跡	冑
15	慈眼大師誕生地	高 田	51	下館城跡・下館館跡	下 館
16	天海僧正両親の墓	龍興寺	52	落合城跡・落合館跡	落 合
17	絹本着色両界曼荼羅（二幅）	龍興寺	53	牧内城跡・牧内館跡	牧 内
18	新国上総介頼基夫妻五輪塔	東尾岐	54	入谷ヶ地城跡	入谷ヶ地
19	弘安十年銘石標	仁 王	55	遅沢城跡・遅沢館跡	遅 沢
20	大光寺供養塔（板碑）	藤 田	56	水沢館跡・水沢城跡	水 沢
21	雷神社のエノキ	高 田	57	戦場城跡	戦 場
22	朱漆金銅装神輿	伊佐須美神社	58	勝負沢城跡	勝負沢
23	高田館（城）跡	高 田	59	結能城跡	結 能
24	安田館跡	安 田	60	入桧和田城跡	入桧和田
25	白井館跡	永井野	61	荒井萬五郎館跡	荒 井
26	上戸原館跡	上戸原	62	大石館跡	大 石
27	杉屋城跡	杉 屋	63	相川館跡	相 川
28	松沢城跡	松 沢	64	館山館跡	八重松
29	松岸館跡	松 岸	65	梁田館跡	梁 田
30	赤館跡	旭三寄	66	館ヶ曾根山城跡	館ヶ曾根
31	池ノ端館跡	旭池ノ端	67	沢田館跡・物見壇館跡	沢 田
32	長岡館	旭館端	68	入田沢館跡	入田沢
33	無量城跡	旭無量	69	出戸田沢館跡	出戸田沢
34	寺入城跡	旭寺入	70	中田館跡	根 岸
35	小川館跡	旭小川	71	境野館跡	境 野
36	市野城跡	旭市野			



向羽黒山城跡周辺に残る中世会津の風景 関連文化財群の位置図

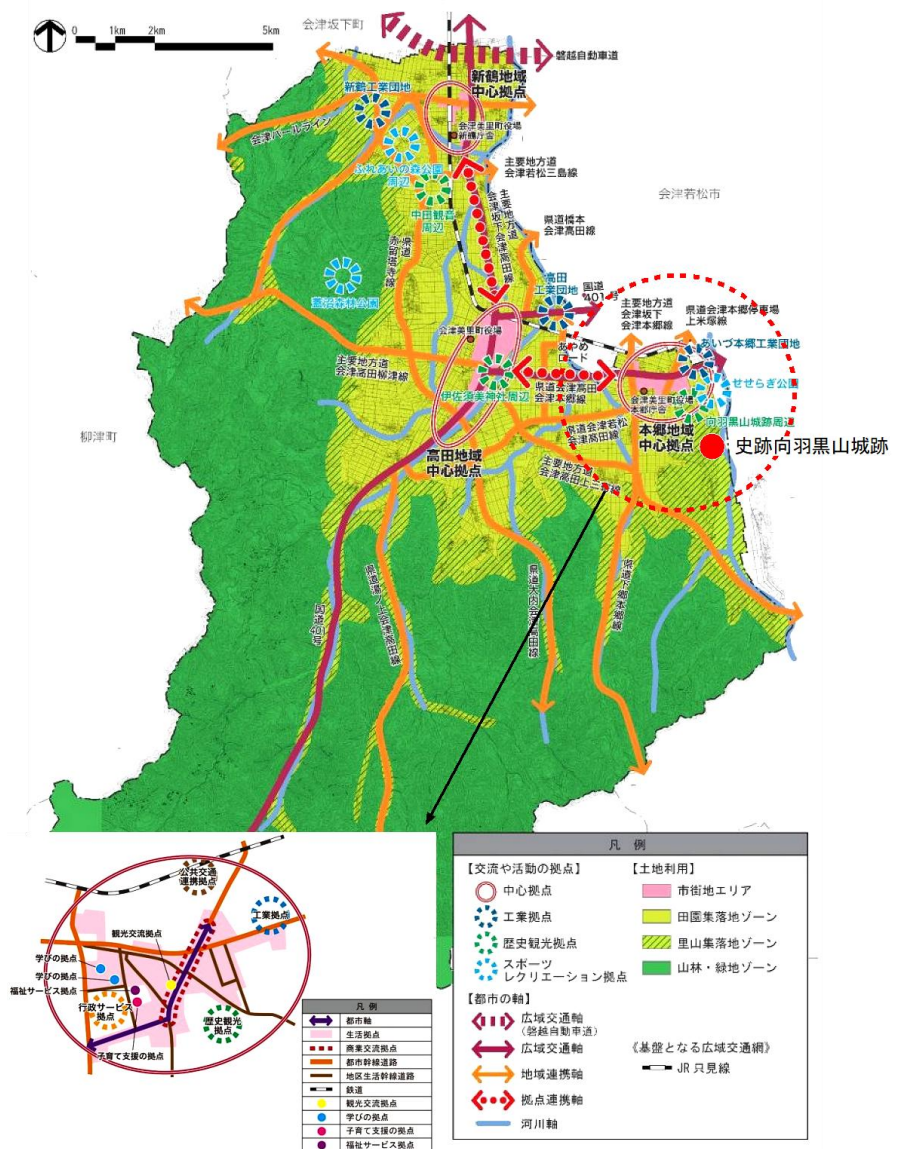
(出典：会津美里町歴史文化基本構想)

(4) 会津美里町都市計画マスタープラン

本マスタープランは、「会津美里町第3次総合計画」を上位計画とし、都市計画に関するまちの将来像や土地利用・都市施設等の整備方針などの基本的な事項を明らかにした今後のまちづくりのガイドラインとしての役割を持つものである。本プランの対象区域は、都市計画区域外を含む町の全域で、計画期間は、平成28年度(2016年)を基準年次とした概ね20年間である。

この計画では、本町が目指す都市計画マスタープランのまちづくりの目標を「**住みたい、住み続けたい！ 会津美里町**」～美しい風土と歴史・文化に彩られたふるさと～を実現するため、3つの方向性を示し、さらに中心拠点と高田地域、本郷地域、新鶴地域に区分して、各地域の特性を踏まえた目標を示している。

向羽黒山城跡が所在する本郷地域は、まちづくりの目標を、「**炎の伝統、まちなみを活かすまちづくり**」と定めている。この中で向羽黒山城跡については、町の歴史観光拠点のひとつとされ、かつ白鳳山公園は身近な公園として位置付けられている。城跡が担う役割として文化財としての保護と共に、公園機能の充実、市街地を一望できる場の特徴を生かした活用があげられている。



町の将来有像と本郷地域の中心拠点概念図

(5) 会津美里町 第2次観光振興計画

観光振興計画は、「会津美里町第4次総合計画」を上位計画とし、観光入込数と宿泊数の向上につなげ、最終的な目標である観光施策による地域振興を実現していくものとする。計画期間は、令和8年(2026)から令和17年(2035)までの10年間とし、令和12年度に中間見直しを実施する。

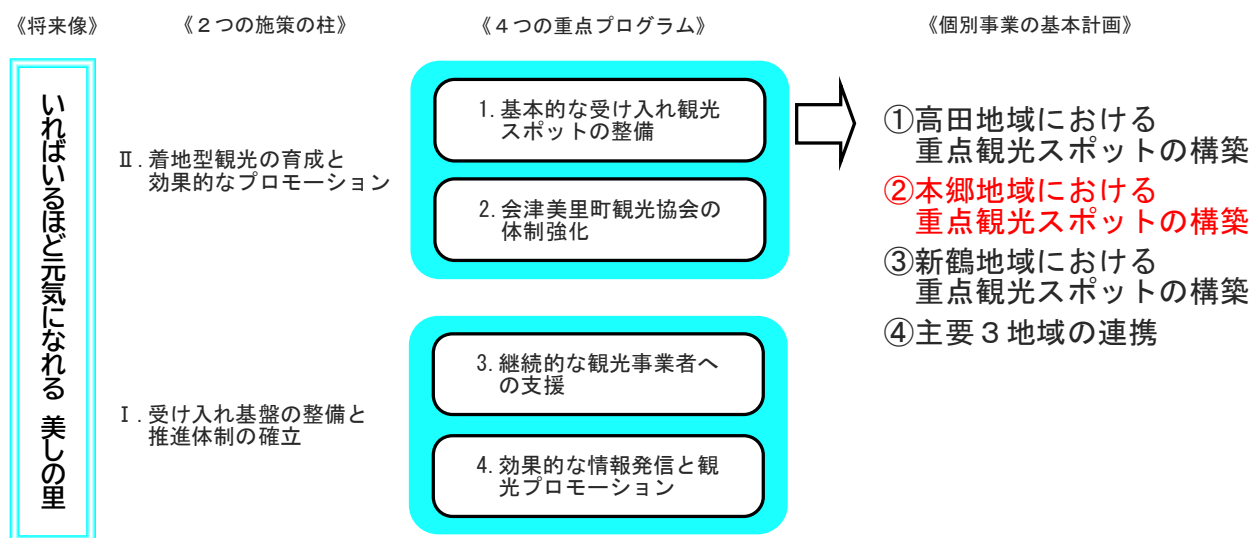
振興計画では4つの施策の柱を設け、重点的に取り組む分野を明確化し、計画的かつ効果的に施策を推進するとしている。

重点施策の基本方針は、つい足を運びたくなる会津美里町 地域資源を最大限活用し、会津観光の一柱となるような観光環境整備 をテーマとし、4つの基本方針を挙げている。

向羽黒山城跡に関わる基本方針は、Ⅰ 受け入れ基盤整備と推進体制の確立のなか、重点プログラムⅠ 基本的な受け入れ観光スポットの整備、②本郷地域における重点観光スポットの具体的な施策では

- ・ 向羽黒山城跡整備計画と連携して、史跡調査と観光地化を推進
- ・ 本郷インフォメーションセンターと連動した歴史資料館の整備

が謳われている。



※赤字が本計画と関係する個別の基本計画

施策の全体像

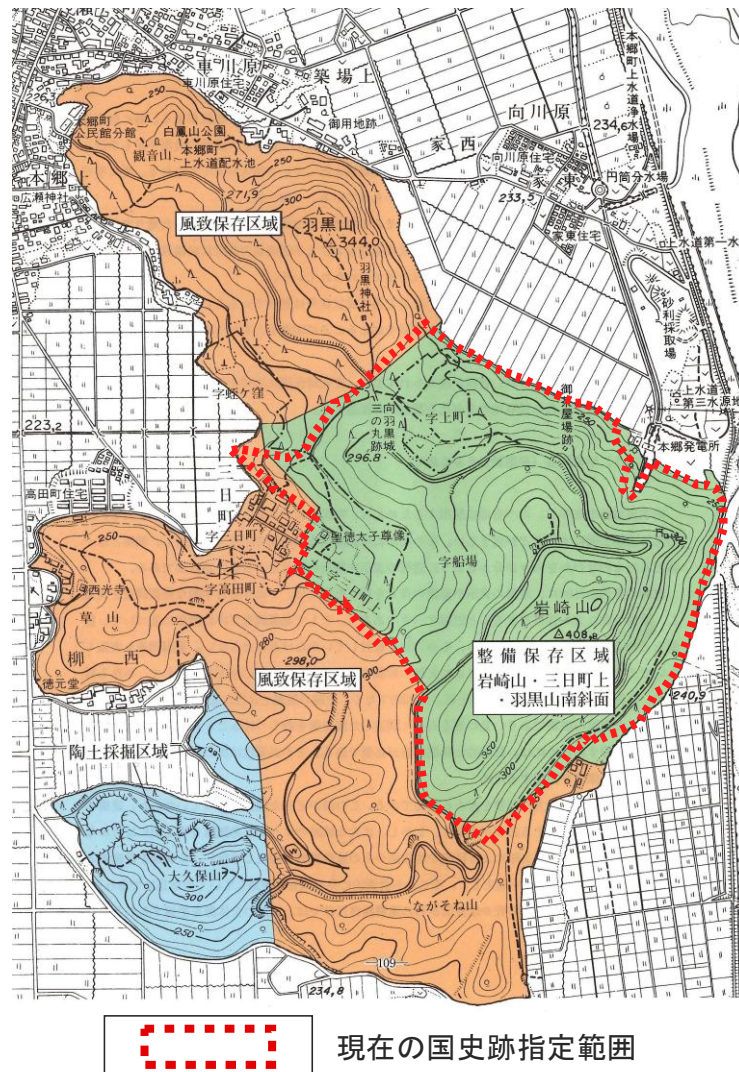
（６）向羽黒山城（岩崎城）跡保存管理計画書

向羽黒山城（岩崎城）跡保存管理計画書は、平成 13 年（2001）8 月の史跡指定に先立ち、この重要な文化遺産を永く保存し後世に伝え、また町民をはじめ多くの人々が親しみ利用できる史跡として整備するため、その基本方針を定め、保存管理のための施策を図ることを目的に平成 7 年（1995）3 月に策定した。

この保存管理計画書では、次の方針が定められた。

- ・向羽黒山城（岩崎城）跡全域（三日町を含む）の保存に努める。
- ・城跡を原則として公有化する。
- ・保存整備を実施し、史跡公園として活用する。

そのため、城跡の遺構が確認できた地区で将来的に整備を考慮に入れて保存を図る【整備保存区域】と整備保存区域の周辺で自然環境および史跡景観の保全の観点重視する【風致保存区域】に区分した。



整備保存区域と風致保存区域の範囲（向羽黒山城（岩崎城）跡保存管理計画書）

(6) 史跡向羽黒山城跡整備計画計画書

平成13年（2001）指定以降、平成14年（2002）から平成22年（2010）までの試掘確認調査や磁気探査調査の成果を踏まえ、平成23年（2011）に「史跡向羽黒山城跡整備計画」を策定した。

整備は、平成23年（2011）から平成29年（2017）までの実城跡地区を中心とする第1期整備、平成30年（2018）から令和4年（2022）までの二の郭地区を中心とする第2期整備の実施した。

ここでは、平成23年（2011）策定の整備計画の概説を整理する。

史跡向羽黒山城跡整備計画

目標

- ・城跡の姿を明らかにし、恒久的な保存を目指す。
- ・史跡公園として整備し、積極的な活用を行う。

基本方針

- ・史跡内を7地区に区分し、各地区の実情に応じた整備を図る。
- ・城道をたどって中世山城の城郭構造を体験できる整備とする。
- ・発掘調査を行い、考古学的なデータを蓄積し、整備に生かす。
- ・説明板や案内板を充実する。
- ・ガイダンス施設は、既存施設の利活用を検討する。
- ・史跡の維持管理事業やボランティアガイド、各種のイベントを通じて、地域住民が向羽黒山城跡整備事業に参画できる場の創出を図る。

基本方針

本史跡の整備事業においては、「城の遺構を見て、中世山城の堅固さを体感できる」ということを最重要な要素とした次の整備を行っている。

- ・城としての施設（城道・虎口・平場・切岸・堀・土塁・礎石群等）を整備し、「城の遺構を見る」ことができるようにする。特に「体感できる」ことに重点を置くことから、当時の城道の状況を明確にして、重点的に整備する。
- ・「城の遺構を見せる」ために、樹木の整理・下草の刈払い等を行う。

整備要素①ルート整備

山の麓から実際に登城する感覚で徒歩により見学するルートと、林道岩崎線沿いの駐車スペースに自動車を駐車して見学するルートを、来城者へ提示できるよう整備する。

整備要素②城の施設の整備

曲輪・堀・土塁・城道・土橋・虎口等の城の諸施設が良好に残っているので、下草刈りや枝払いを行い、遺構を見せるようにする。城の構造を体感し理解するために、往時と同じ視点を持つことが必要であることから、特に虎口と城道の調査を行い、明確にし、復元も視野に入れ重点的に整備する。残りの良い堀跡や土塁等の遺構については、下草刈りや枝払いをして作られた当時の状況を見せる。また、城道が判明した区間の遊歩道については廃止を検討する。

整備要素③景観整備

城内の豊かな自然を活かしつつ、平場や切岸、土塁、堀等の状況が分かるように樹木等の整理を行う。また、樹木の整理により周辺の眺望が図れる場（眺望点）の確保と整備を行う。

整備要素④サイン整備

城の解説板や遺構の説明板、誘導のための道標、文化財以外の法規制看板については、設置されているものもあるが、デザインや設置場所等を関係課と協議し、白鳳山全域にかかるサイン整備として整備を行う。

整備要素⑤サイン整備

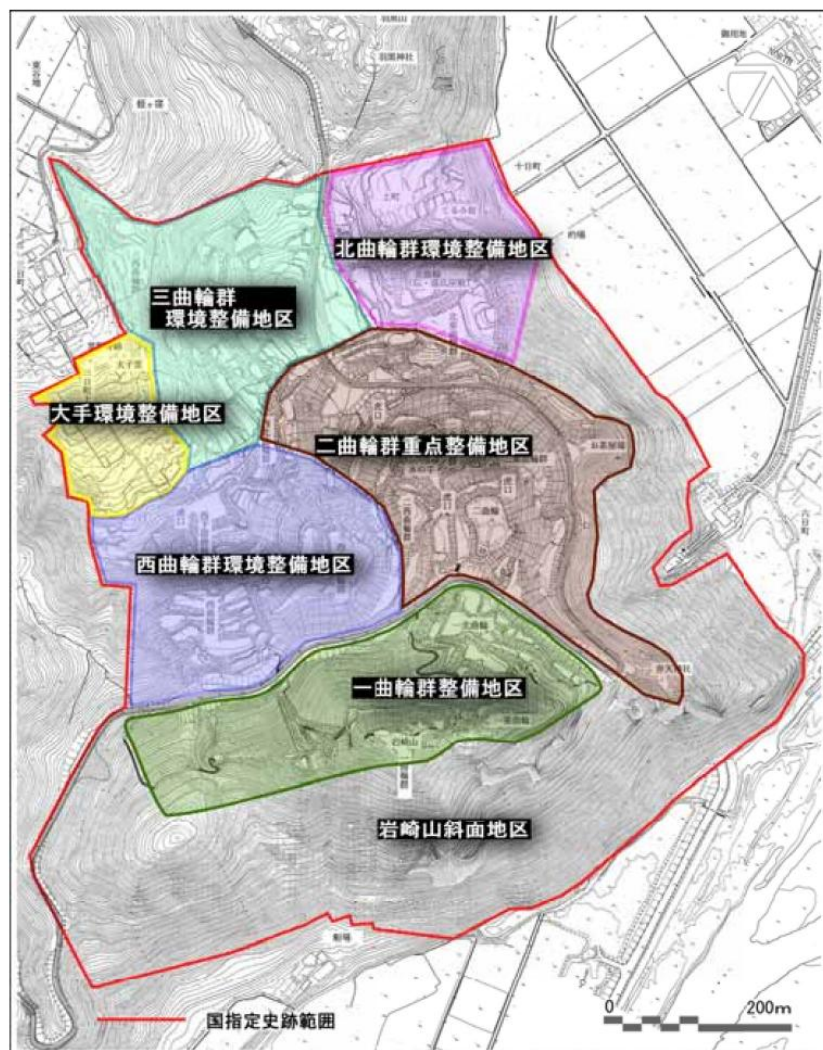
当面は、現在「会津美里町歴史資料収蔵室」として使われている施設を活用するが、将来的には、新しい施設を整備することを検討する。ガイダンス施設では、城が作られた時代背景や城の構造等について学習できる場とし、ガイダンス施設での学習と現地での見学により城の対する理解が効果的なものになるように考慮する。また、管理運営の拠点としての役割も兼ねることとする。

整備概要

本史跡の整備事業においては、「城の遺構を見て、中世山城の堅固さを体感できる」ということ

地区区分	整備概要	地区区分	整備概要
一曲輪群整備地区	・曲輪から山頂部への城道と虎口の整備 ・岩崎山山頂部の平場の整備 ・頂上部から搦手の城道と虎口の整備 ・城道に近接する土塁や堀の整備	三曲輪群環境整備地区	・スキー場跡地の整備 ・スキー場跡地以外の城道や平場の整備
二曲輪群重点整備地区	・二曲輪地区頂上部の平場の整備	大手環境整備地区	・三日町集落から城内へ続く城道の整備 ・城道の両側に広がる短冊状の平場の整備

	・二曲輪から三曲輪への城道とそれに付随する諸施設の整備 ・二曲輪と三曲輪を分ける大きな堀と土塁の整備 ・建物跡が確認された平場の整備		
西曲輪群環境整備地区	・城道と虎口等の諸施設の整備 ・雛壇状に残る平場の整備	岩崎山斜面地区	・基本的には現状のままとする。 ・病害虫による死損木が発生した場合は、景観維持・拡散防止のため速やかに除去する。
北曲輪群環境整備地区	・伝盛氏屋敷跡の平場とそれを取り囲む堀・土塁の整備 ・くるみ坂とその周辺の平場群の整備 ・お茶屋場へ続いていたと推定される城道の整備		



整備計画概要と地区区分

3. 主な関連法令等

文化財保護法では、国史跡指定のほか、周知の埋蔵文化財包蔵地が史跡と重複するように設定されている。また、城跡のある白鳳山（観音山、羽黒山、岩崎山）には、「福島県立自然公園条例」による区域指定、「森林法」による保安林の区域指定がかけられている。特に県立自然公園と保安林の区域は、史跡指定区域よりも広く、白鳳山のほぼ全域を占めている。

また、観音山の北側から西側に広がる本郷地域の住宅地を含めた一帯は都市計画区域となっており、各種行為には規制がかけられている。同様に福島県が定める景観計画区域にも設定されており、建築物の新築や移転、各種の開発行為についての届出が必要となっている。東側と西側の山裾には田地が広がり、農業振興地域の整備に関する法律により整備、保全、管理がなされている区域となっている。

ここでは関連する主な法規制等を整理する。

該当する主な法規制一覧

関係法令	条項	許可等が必要な主な行為	許可権者
文化財保護法 ※P23	第 93,94 条	周知の埋蔵文化財包蔵地 ・周知の埋蔵文化財、包蔵地の現状に何らかの変更を及ぼす、一切の行為。 ・直接に現状を変更するものではないが、その保存に何らかの形で影響を与える行為。	福島県教育委員会
	第 125 条	史跡名勝天然記念物として指定されている区域 ・史跡名勝天然記念物の現状に何らかの変更を招来する一切の行為。 ・直接に現状変更するものではないが、その保存に何らかの形で影響を与える行為。	文化庁長官 軽微なものについては福島県教育委員会
都市計画法 ※P24	第 29 条第 1 項、 第 2 項	開発許可。 本郷地域の大部分は、会津都市計画区域内に位置し、史跡を含む範囲は市街化調整区域である。そのため、開発許可が必要なケースがある。 ・開発許可が不要なものは、法第 29 条第 1 項の 2 から 10 までと同様。また。開発許可を必要とするものは、法第 33 条及び法第 34 条に該当する場合。	福島県知事
建築基準法	第 6 条	建築物の建築、大規模な修繕等の確認 ・建築物の建築、大規模な修繕、もしくはわは大規模な模様替えをしようとする場合(種類、面積、構造による。) ・上記に掲げる建築物以外の建物を都市計画区域内において建築しようとする場合。	建設事務所の建築主事。或いは指定確認検査機関
森林法 ※P25	第 10 条の 2	開発行為の許可 ・森林法第 5 条の規定による地域森林計画対象民有林で、土砂又は樹根の採掘、開墾その他の土地形質を変更する行為であつ	福島県知事

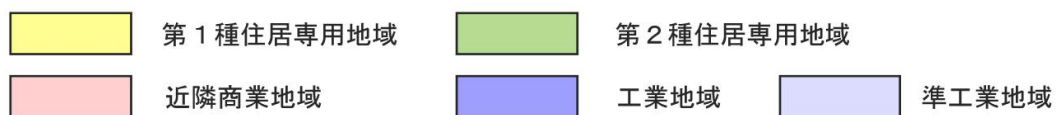
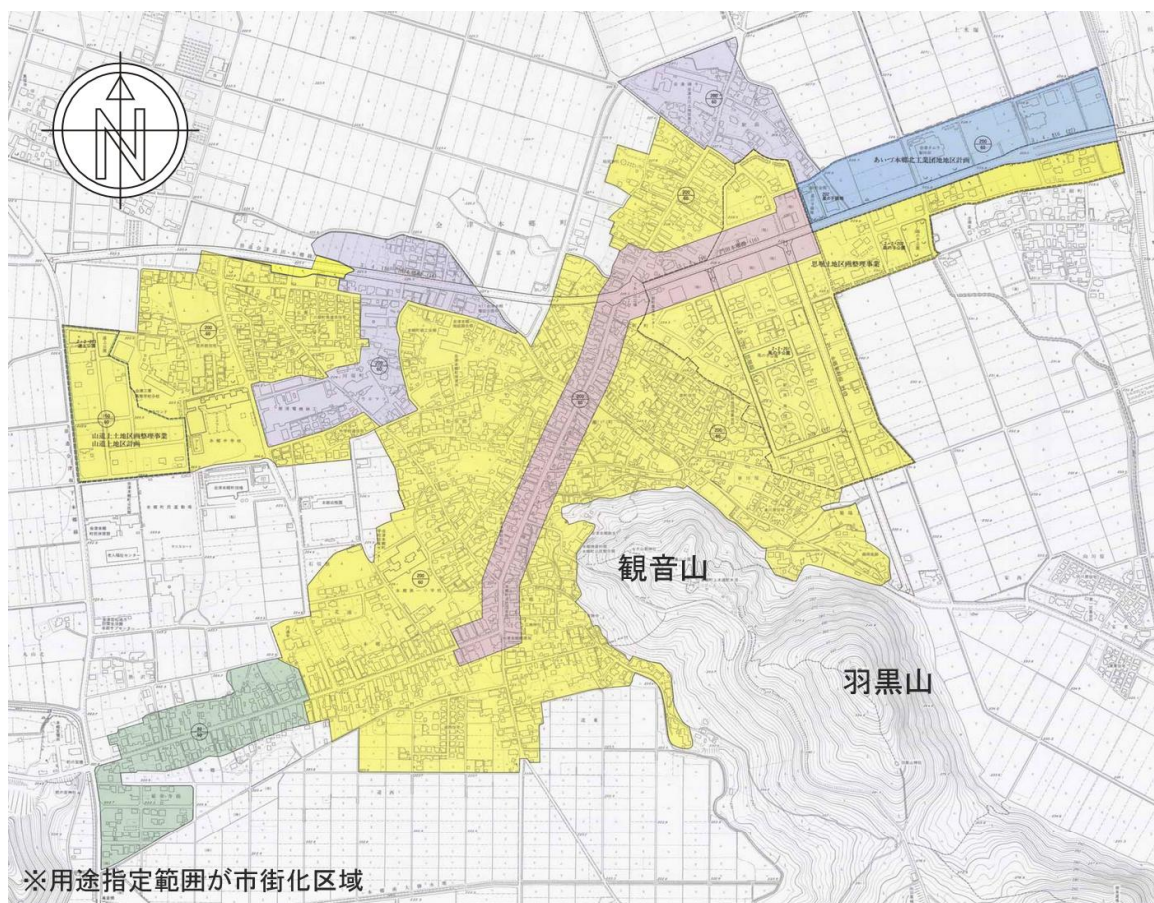
		て、開発行為に係る森林面積が1haを超えるもの等は開発許可必要となる。	
	第25条	保安林 土地の形質変更等、立木の伐採 ・森林法第25条及び第25条の2に基づき規定された保安林に適用される	福島県知事
	第34条	土地の形質変更など、立木の伐採 ・保安林における土地形質変更等 ・立木竹の伐採	福島県知事
福島県自然公園条例 ※P26	第21条	景観計画、区域の行為の届出。 ・特別地域における許可を必要とする行為は、工作物の新築、改築、増築、木竹の伐採、鉱物の採取等、全18項目における行為が制限されている。	福島県知事
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 ※P27	第29条7項	特別保護、区内の一定の行為の許可。 ・鳥獣保護区、特別保護区において、建築物その他の工作物の新築、改築または増築、水面の埋め立てまたは干拓牧畜の伐採。など、一定の行為を行う場合。	地方振興局長
福島県景観条例	第16条 ※同条にて適用除外項目あり	景観計画区域の行為の届出 ・次に掲げる行為建築物（新築又は移転）。建築物（増築若しくは改築、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更。工作物（新築又は移転）。工作物（増築若しくは改築、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更。開発行為。土地の開墾、土石採取、鉱物の掘削その他の土地の形質の変更。屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積。水面の埋立て又は干拓。	福島県知事
以下、史跡指定地外			
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 ※現状の史跡指定地外 ※P28	第7条	急傾斜地崩壊危険区域の行為の許可 ・指定区域において、急傾斜地の崩壊を助長し、または誘発する恐れがある行為等、6項目について。	福島県知事
農業振興地域の整備に関する法律 ※現状の史跡指定地外 ※P28	第13条	農業振興地域整備計画の変更 ・農用地区域内の農用地等を他用途に供しようとする場合には農用地区域からの除外が必要である。	町長



国史跡指定範圍

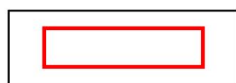
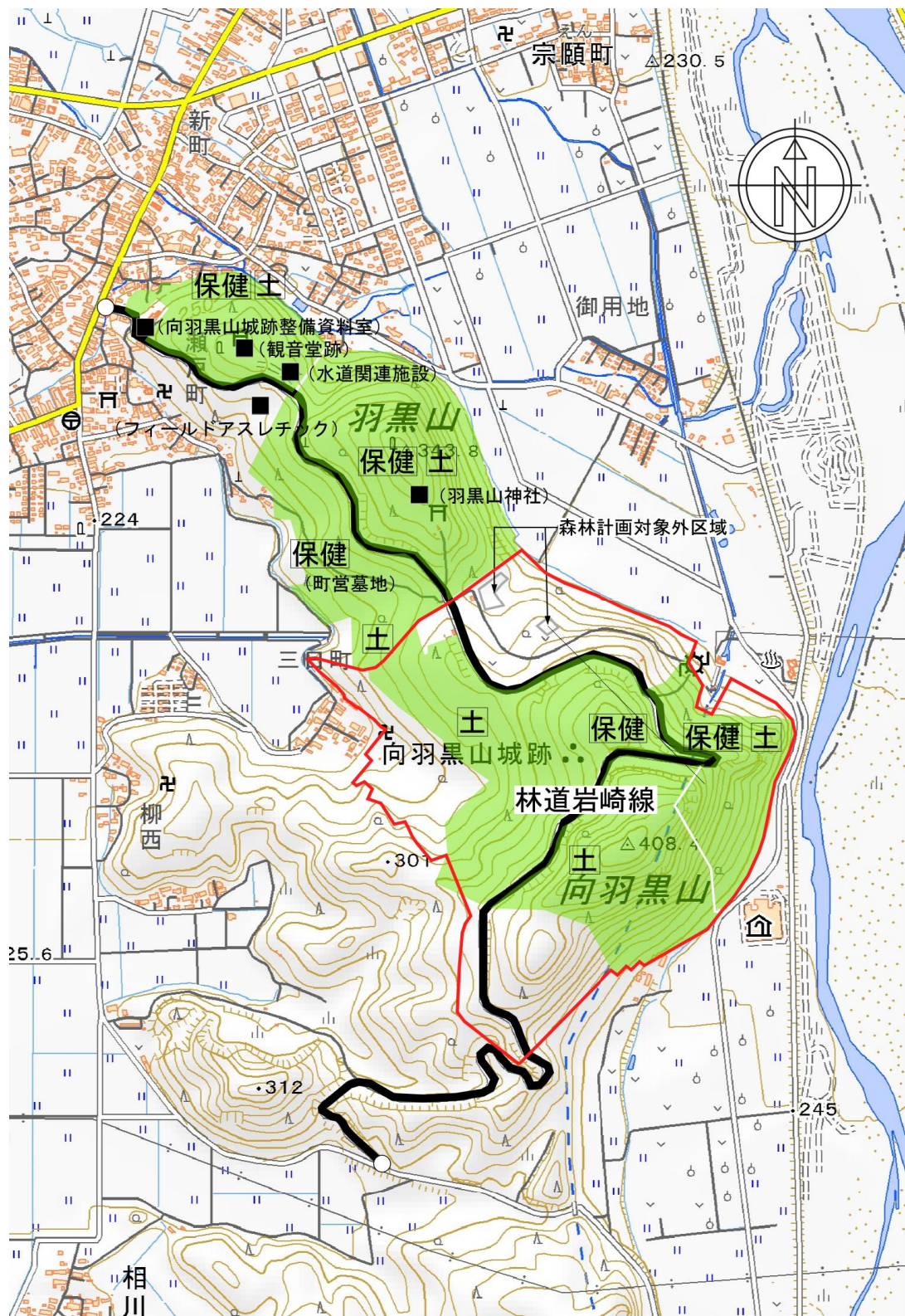
周知の埋蔵文化財包蔵地

国史跡指定範囲及び周知の埋蔵文化財包蔵地範囲 概略図

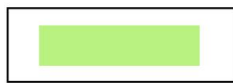


会津本郷都市計画図（本郷地域）

※史跡指定範囲は、非線引き区域



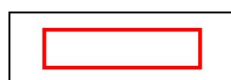
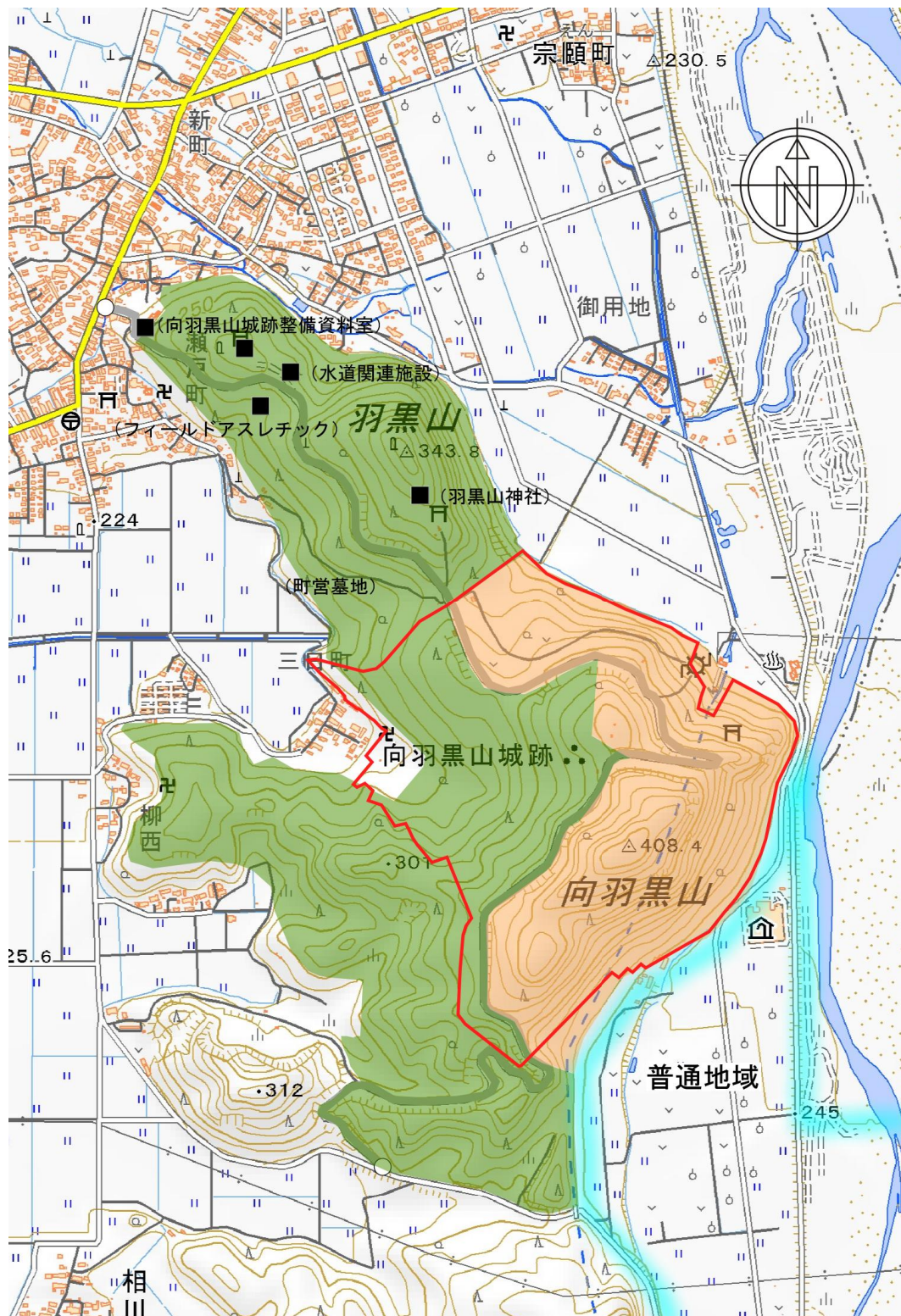
国史跡指定範囲



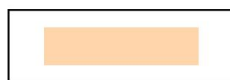
保安林区域

土 : 土砂流失防備保安林
保健 : 保健保安林

保安林の区分 概略図



国史跡指定範囲



第2種特別地域

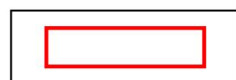
良好な自然的環境を維持しつつ、農林漁業との調和が必要な地域である。



第3種特別地域

通常の農業等が行われる、規制が緩やかな区域

大川羽鳥県立自然公園の区分地域 概略図

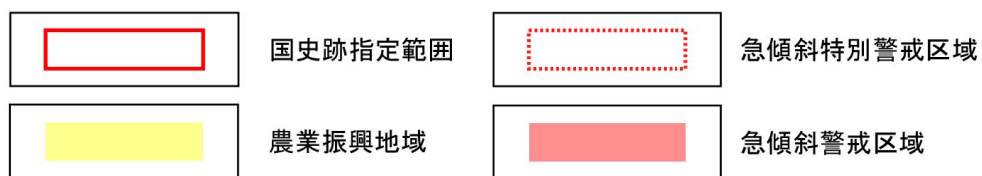
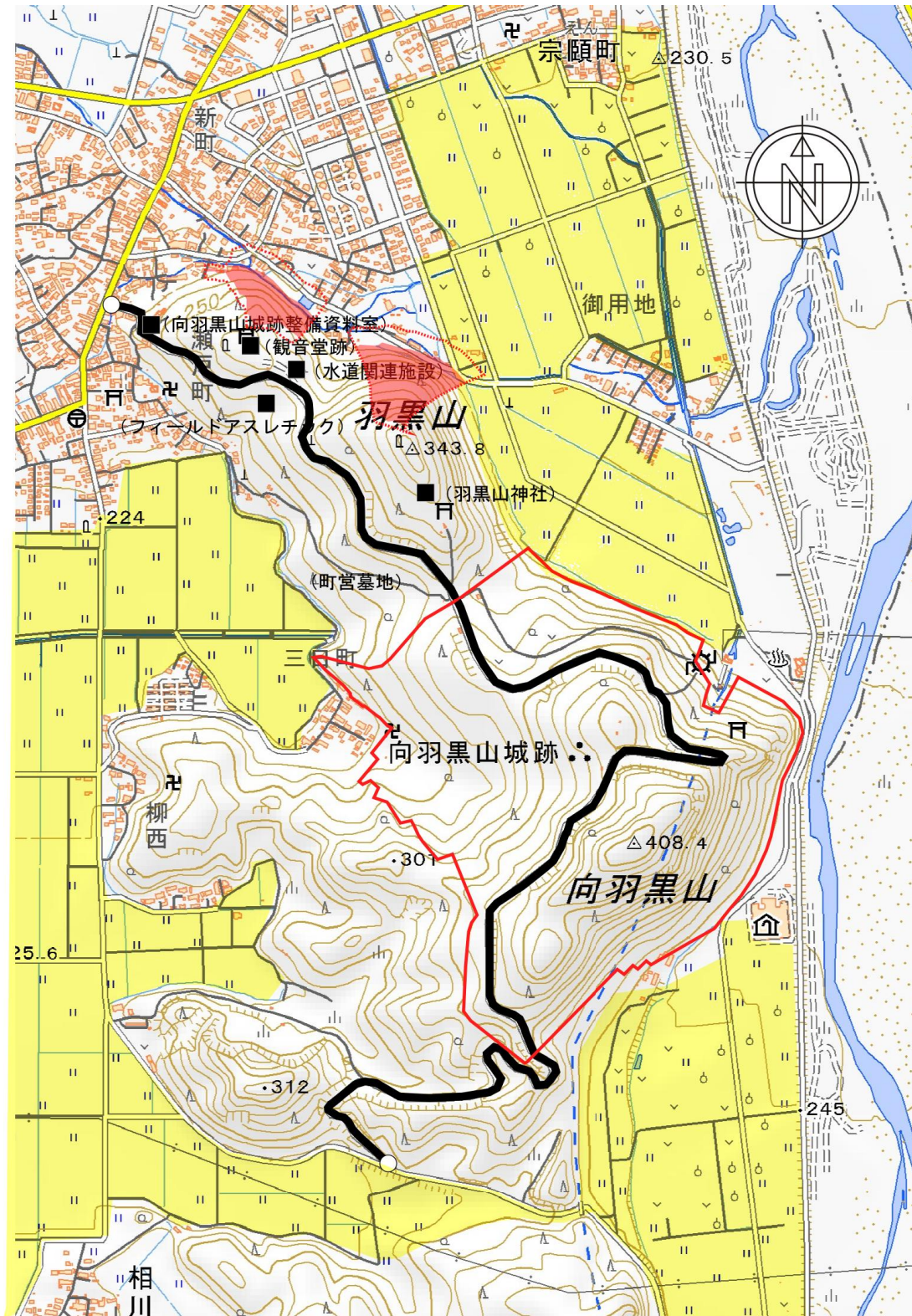


国史跡指定範囲



福島県鳥獣保護区
(身近な鳥獣生育地)

鳥獣保護区 概略図

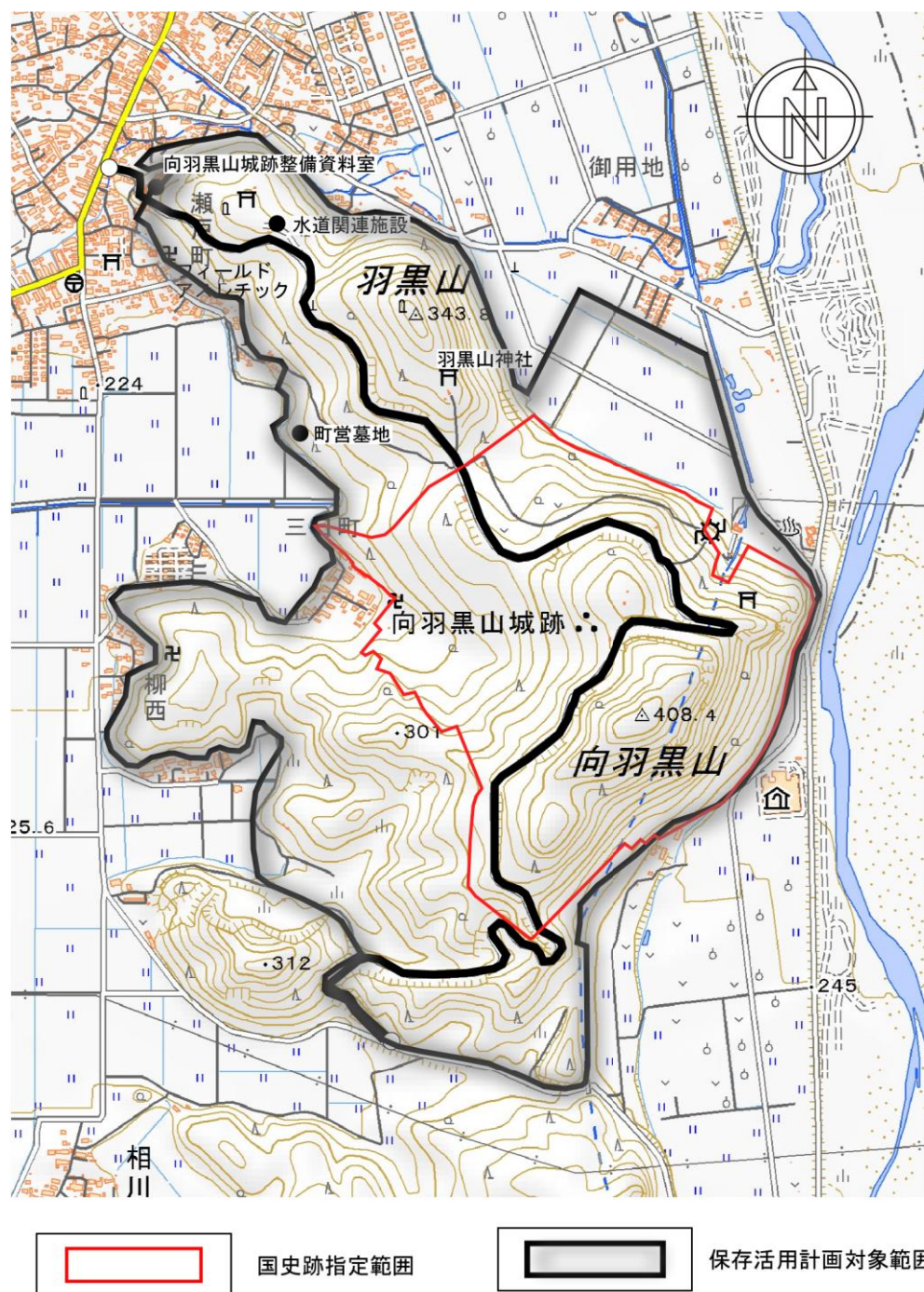


史跡周辺の法規制 概略図

第5節 計画の実施

1. 保存活用計画の対象範囲

本計画の対象範囲は、現在の史跡指定範囲を中心に、平成7年（1995）に策定した向羽黒山城（岩崎城）跡保存管理計画書で、自然環境および史跡景観の保全の観点重視する風致保存区域（P17）及び埋蔵文化財包蔵地範囲（P23）、向羽黒山城の外郭と推定される東側を今後の活用と整備に向けての対象範囲と設定した。



保存活用計画対象範囲 概略図

2. 計画期間

本計画の計画期間は、令和 9 年（2027）4 月 1 日から令和 19 年（2037）3 月 31 日までの 10 年間とする。なお今後の追加指定、周辺地域の状況、社会情勢の変化などの対応を考慮し、必要に応じて計画内容を見直しながら、中長期的な将来目標に向けて検討を進める。

計画期間の中で、令和 9 年度から令和 13 年度までの 5 年間をⅠ期、令和 14 年度から令和 18 年度までの 5 年間をⅡ期に位置付け、史跡の整備工事時期は令和 19 年度から 5 年間をⅢ期とする。

具体的には、施策の実施計画の策定・実施に示す。

第2章 史跡を取り巻く地域の環境

第1節 社会的環境

1. 町の沿革

会津美里町は、平成17年10月1日に会津高田町、会津本郷町、新鶴村の旧3町村が合併して誕生した。町は福島県西部に位置し、東は会津若松市、西は柳津町、北は会津坂下町、南は下郷町・昭和村に接している。

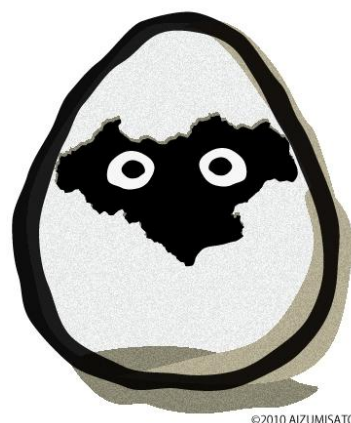
町の南部は緑豊かな森林に囲まれた山間部で、北部は肥沃な土壌の扇状地となり、その中を阿賀川（大川）や宮川など数本の河川が貫流する内陸性盆地である。

気候は、内陸型の特徴を示し、冬期は日本海式の気候のため好天が少なく積雪量も多い。夏期は蒸し暑く、春秋には日中と夜間の気温差が大きい盆地特有の気象条件である。

産業の主体は農業で、稲作を中心に野菜、果樹なども取り入れた複合経営が行われている。特に窯業は碍子や一般食器を製造し、産業の一軸を担っている。

伝統行事等も数多く引き継がれ、高田大俵引き、へびの御年始（1月7日）、立行事稲荷神社の初午祭（新年初午）、文殊大祭（2月25日）、西勝の彼岸獅子（3月春分の日）、田子薬師堂の花まつり、伊佐須美神社の御田植祭、会津本郷せと市、高橋の虫送り、陶祖祭、各地区の盆踊りなどが開催されている。

この他、「会津」発祥に関わりのある伊佐須美神社や野口英世博士ゆかりの弘安寺などの由緒ある神社仏閣、向羽黒山城跡や天海大僧正に関わる史跡などがあり、歴史と文化、自然に恵まれている。



町のイメージキャラクター
あいづじげん



町の木 えんじゅ



町の鳥 セキレイ



町の花 あやめ

2. 町の地勢

会津高田町、会津本郷町、新鶴村の旧3町村はそれぞれが古くからの歴史や文化を持っており、旧会津高田町は、かつて大沼郡政の中心地であり、商業中心地としての役割を担っていた。旧会津本郷町は向羽黒山城の城下町として開けた町であり、主要地場産業である会津本郷焼は、現在も町の重要な産業の一つとなっている。旧新鶴村には、鎌倉時代の創建と伝えられる弘安寺などがあり、仏教文化の一拠点として栄えてきた。また、町内を流れる河川の豊富な水量と肥沃な平野部を活かした米の生産、水はけの良い丘陵部を活かしたおたね人参の栽培、その後作として発展してきたぶどうなどの果樹栽培など、自然環境を最大限に活かした農業が展開されている。

本町は、福島県の西半分を占める会津地域のほぼ中央に位置し、総面積は276.33 km²（※一部境界未定のため概算数値）。県庁所在地の福島市まで約65 km、郡山市まで約50 kmの距離にある。北部を東西に磐越自動車道が走り、町内に新鶴スマートインターチェンジが設けられている。広域一般道路は、国道401号が東に隣接する会津若松市から町域を南西に走り、南の昭和村へと抜けている。鉄道は、JR只見線が町域の北東部を走り、会津本郷駅、会津高田駅、根岸駅、新鶴駅の4駅が設けられている。

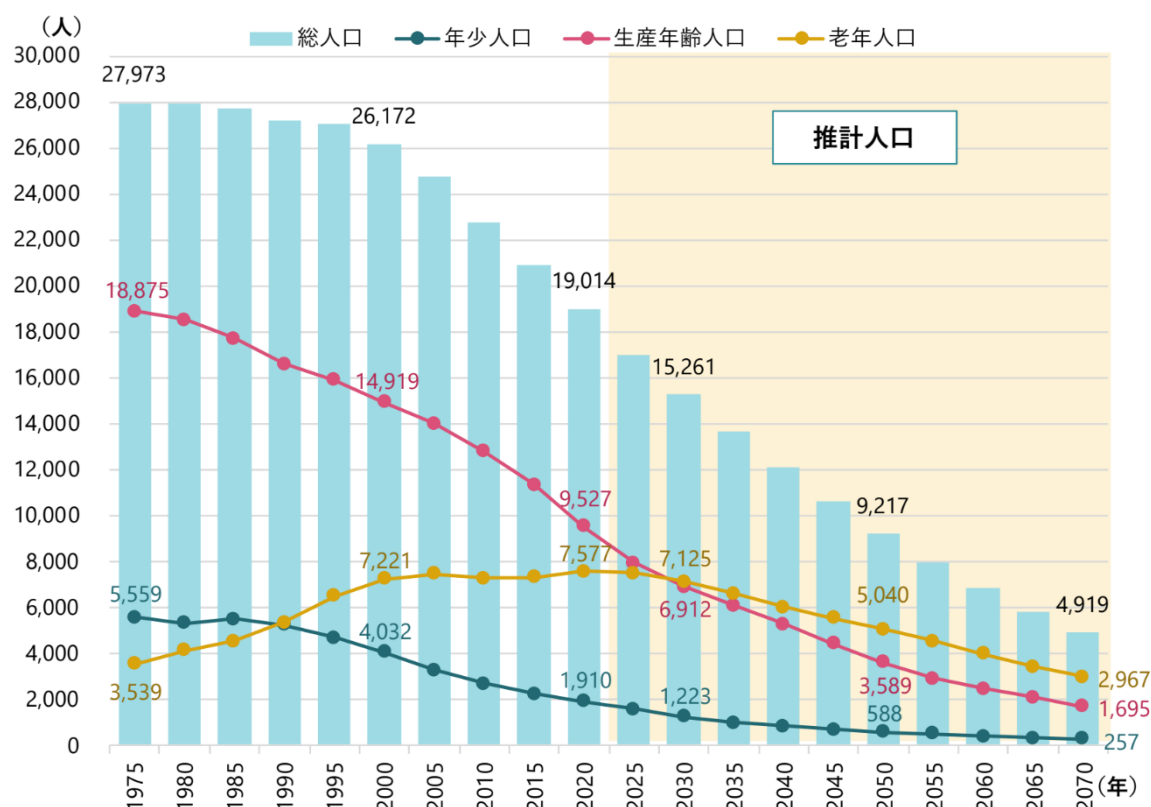


位置図

3. 人口

令和5年（2023）現住人口調査による本町の人口は17,748人で、平成2年（1990）以降減少傾向が続き、33年間で約9,500人減少している。また、世帯数は6,465世帯で、平成2年（1990）から189世帯減少した。

年齢3区分別の人口構造の推移は、老年人口が増加している一方で、年少人口は減少しており、少子高齢化が進行している。また、生産年齢人口は減少傾向が続いており、平成27年（2015）から令和2年（2020）にかけての減少幅が大きくなっている。



（出典：会津美里町第4次総合計画）

4. 都市計画

（1）土地利用

本町の土地利用については、町土面積276.33km²に対し、森林が202.17km²(73.2%)、農用地が41.60km²(15.1%)を占めている。総人口に占める販売農家人口は平成17年と平成27年を比較すると34.0%から25.3%と8.7ポイント減少し、これにあわせて、農林業的土地利用が減少し、都市的土地利用が増加している。今後この傾向は継続すると思われる。

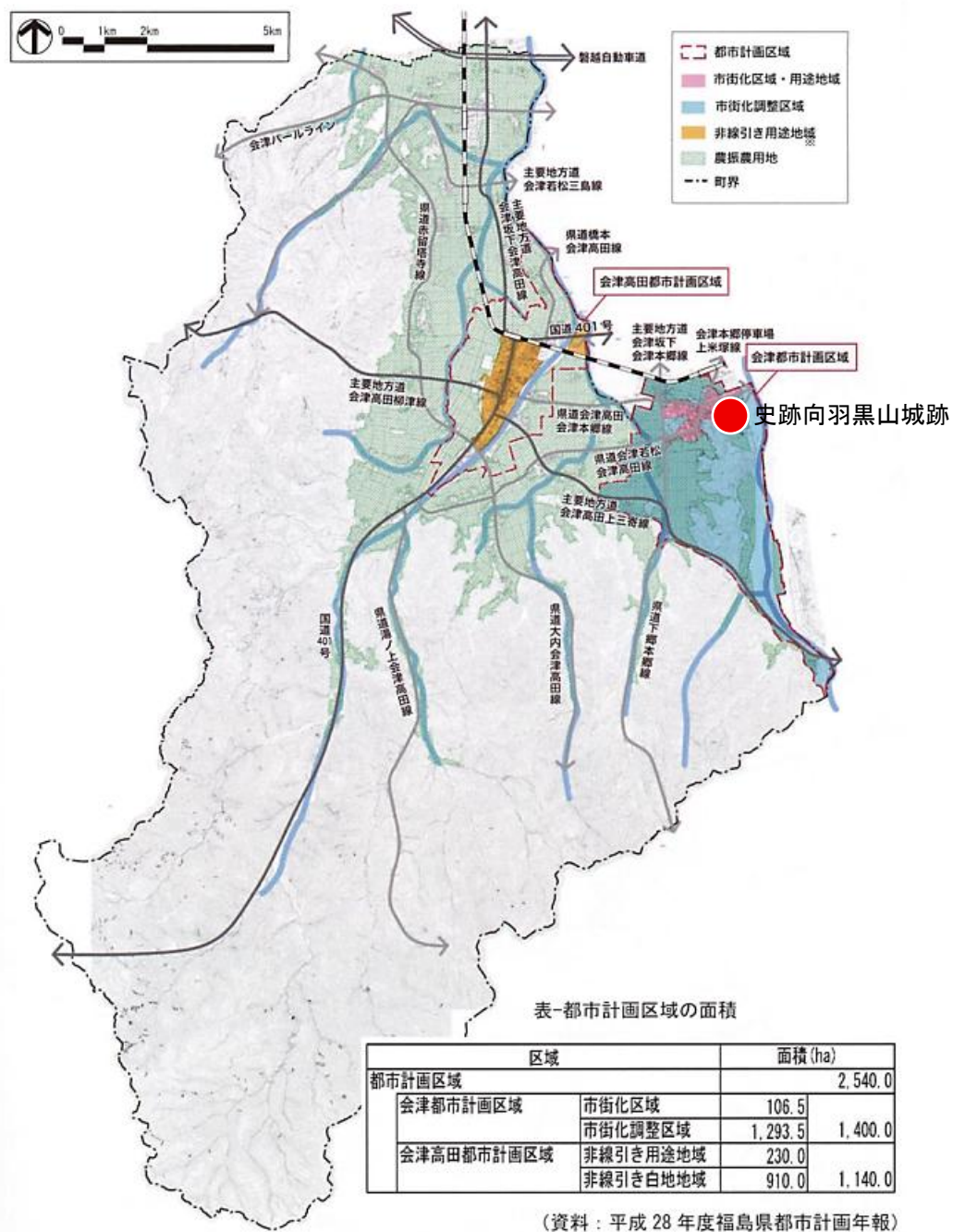
また、阿賀川・宮川周辺の北部や西部に広がる農地は、福島県有数の稲作地帯で、優良な農地が形成され、郷土を代表する会津盆地の田園風景を形づくっている(田33.20km²、水

田率79.8%)。

(2) 都市計画

都市計画規制は、高田地域の一部に会津高田都市計画区域が、本郷地域の大部分に会津都市計画区域が指定されている。

会津高田都市計画区域では、「市街化区域」と「市街化調整区域」に区分はされておらず、市街地エリアに用途地域が指定されている。一方、本郷地域は会津若松都市圏の一部として、都市計画区域が指定されており、市街地の主要な部分が市街化区域、その周辺が市街化調整区域に指定されている。

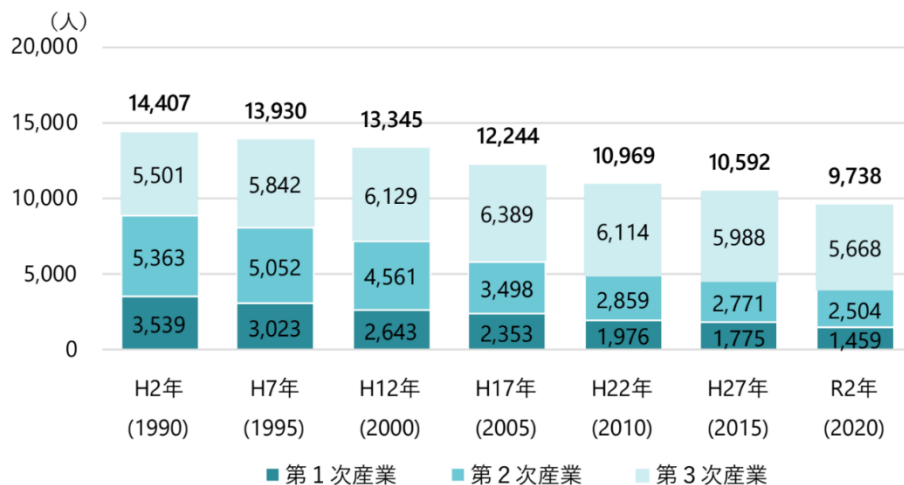


5. 産業

令和2年（2020）の本町の就業人口は9,738人で、年々減少している。第1次産業は約2割、第2次産業は約3割、第3次産業は半数以上を占めている。

令和3年（2021）の町内産業における従業者数は4,721人である。産業分類別にみると「医療・福祉」が1,009人（21.4％）で最も高く、次いで「製造業」が994人（21.1％）、「卸売業、小売業」が810人（17.2％）、「建設業」606人（12.8％）などとなっている。従業者数の産業特化係数は、全国平均と比較して「農林漁業」、「複合サービス事業」、「建設業」、「製造業」、「生活関連サービス業、娯楽業」などの係数が高くなっている。

農林業センサスによると、本町の農家数は1,042戸（令和2年（2020））、農業就業人口は2,176人（平成27年（2015））で、平成12年（2000）以降、農家数、農業就業人口いずれも減少傾向が続き、平成12年と比較して、農家数、農業就業人口は約4割減少している。



（出典：会津美里町第4次総合計画）

6. 観光

本町への観光客入込客数は、令和6年（2025）の総数は1,430,532人で、このうちに約48%の約684,891人が4月～6月の四半期中の来訪である。また、集計地点別では伊佐須美神社が1,127,250人で年間の観光客入込客数の78.8%を占めている（出典：福島県観光客入込状況 令和6年分 福島県商工労働部）。

また、向羽黒山城跡では、向羽黒山城跡整備資料室入口（屋外）に設置したパンフレット等のカウントでは、令和7年度では2,495名の来訪者があった。城の登り口前にある本郷インフォメーションセンターの同年度の来場数が25,906人であることから、城跡への来訪者もカウントより多いと推定される。

【観光種目 歴史文化】

会津発祥の地の由来を持つ伊佐須美神社が立地しているほか、天海大僧正生誕の地としてゆかりの寺院が高田地域に点在している。

また、高田～新鶴地域に至る町の山側には、三重塔を有する法用寺、会津ころり三観音の弘安寺などの会津の古刹が立地している。

本郷地域には、向羽黒山城跡をはじめ、瀬戸町周辺には、伝統的工芸品である会津本郷焼の窯元が点在して、焼き物の里を形成している。



伊佐須美神社

【観光種目 温泉健康】

本町には、新鶴温泉んだ、本郷温泉湯陶里の2施設があり、いずれも民間企業運営となっている。入込状況は、んだが 107,104 人、湯陶里が 54,924 人で昨年とほぼ同様の来客数である。



新鶴温泉んだ

【観光種目 スポーツ・レクリエーション】

せせらぎ公園やふれあいの森公園、蓋沼森林公園がある。入込状況では、せせらぎ公園が 10,954 人、蓋沼森林公園が 3,250 人で昨年とほぼ同様の来客数である。



せせらぎ公園オートキャンプ場

【観光種目 行事・イベント】

12月を除き、ほぼ年間を通して祭りやイベントが実施されている。伝統行事として行われている祭りも観光資源としてとりあげられる。入込状況では、会津本郷せと市が 20,000 人、あやめ祭りが 110,000 人で昨年とほぼ同様の来客数である。



せと市



御田植祭り

7. 交通

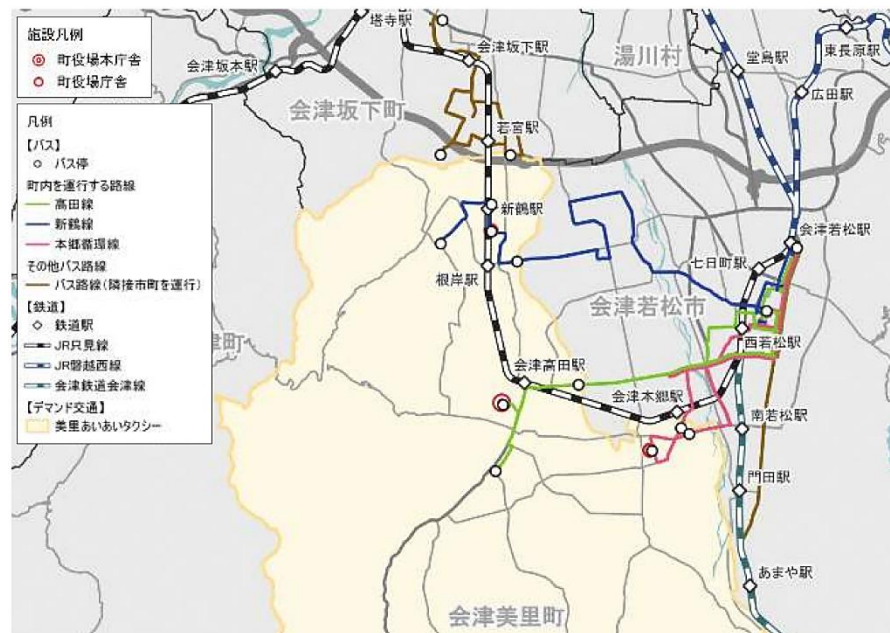
本町の道路の主要幹線道路である国道401号線は、会津若松市と高田地域の中心部及び昭和村を結ぶほか、県道会津坂下会津高田線、県道会津坂下会津本郷線、県道会津高田上三寄線、県道会津若松会津高田線等が基本的な交通網をなしている。

また、町の北端に平成9年(1997)にいわき市から新潟市までの全線が開通した東北横断自動車道いわき新潟線(磐越自動車道)が東西に走り、新鶴スマートインターチェンジが設置されている。その他、平成15年(2003)4月に県道下郷会津本郷線(氷玉バイパス)が開通している。

鉄道では、会津若松駅を起点とするＪＲ東日本只見線が町内をＬ字型に走り、本町には会津本郷駅、会津高田駅、根岸駅、新鶴駅があるが、いずれも無人駅で、これらの駅に停車する列車の運行本数は合わせて１日あたり１４本、主な運行時間は、通学時間と重なる朝、夕に集中している。

町内を走る 3 本の路線バスは会津若松駅と高田、本郷、新鶴地域を結んでいる。会津若松～高田(永井野)は 1 日 36 本、会津若松～本郷は 24 本、会津若松～新鶴(新鶴温泉)は 7 本となっている。

城跡へのアクセスは、先のＪＲ只見線の会津本郷駅からは徒歩で約２０分、バスでは会津若松駅前のバスターミナルより、城跡の登り口にある本郷インフォメーションセンター前まで約３５分、磐越自動車道新鶴スマートＩＣより約２０分、会津若松インターより約３０分の距離に位置する。



町内を運行する公共交通

第2節 自然的環境

1. 地形

(1) 地形分類

本地域の地形は、南部に位置する奥羽山脈南端部の標高 1,000m 前後の山地と、それらの周縁山地に囲まれた北部の会津盆地南西部の平坦地によって構成される。会津盆地は、南北約 30 km、東西約 12 km の構造的盆地である。特筆すべきは、盆地の西縁を画する会津盆地西縁断層であり、これは山地と平野部を直線的に分かつ明瞭な断層地形を形成し、地下には活断層の存在が示唆されている。盆地東縁南部にも北北東－南南西方向の断層の存在が指摘されており、若松城跡及び向羽黒山城跡の東方を通過すると推定されるが、北部は猫魔火山の噴出物に被覆されているため、その詳細は不明である。山地から平野部への移行帯には扇状地が形成されている。また、山地に立地する向羽黒山城跡と丘陵上の若松城跡との間には、低地と阿賀川が存在し、両地点間には 170m の比高差があることから、相互の視界が確保される地形的特徴を有している。



出典：電子国土 WEB

周辺の地形図

(2) 城跡の地形

向羽黒山城跡は、会津盆地の南端に位置し、阿賀川（大川）の左岸に独立してそびえる標高408mの山塊に築かれている。史跡の東側斜面は阿賀川（大川）によって削られ、山頂部より流紋岩の岩脈が露呈する絶壁で、別称の「巖館」のいわれとなった。南側は尾根がつづいて、大日影山(標高363m)との間には大きな谷が入り込んでいる。この谷間は面川断層の末端部がつくり出した自然地形である。

本史跡の地形的特徴は次の点に集約される。

・ 構造地形と盆地縁辺の隆起

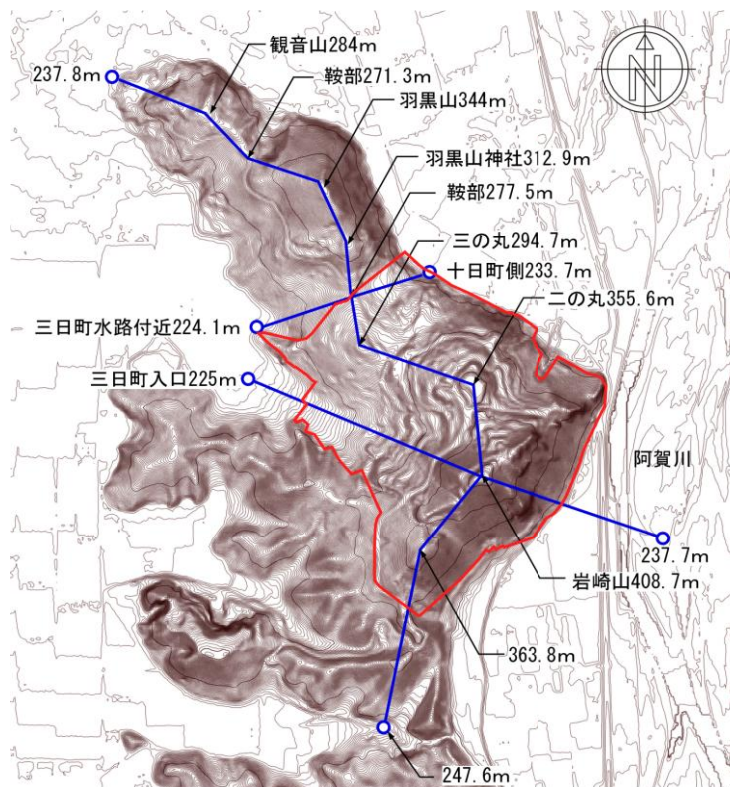
本史跡が位置する白鳳山山塊は、会津盆地の形成過程における断層活動に伴い隆起した、盆地南縁の境界山地（隆起帯）の一部である。周囲を平坦な盆地底および河川に囲まれた独立性の高い山容を呈しており、盆地内を一望できる卓越した眺望景観と戦略的な拠点性を有する構造地形となっている。

・ 河川侵食による攻撃斜面と断崖地形

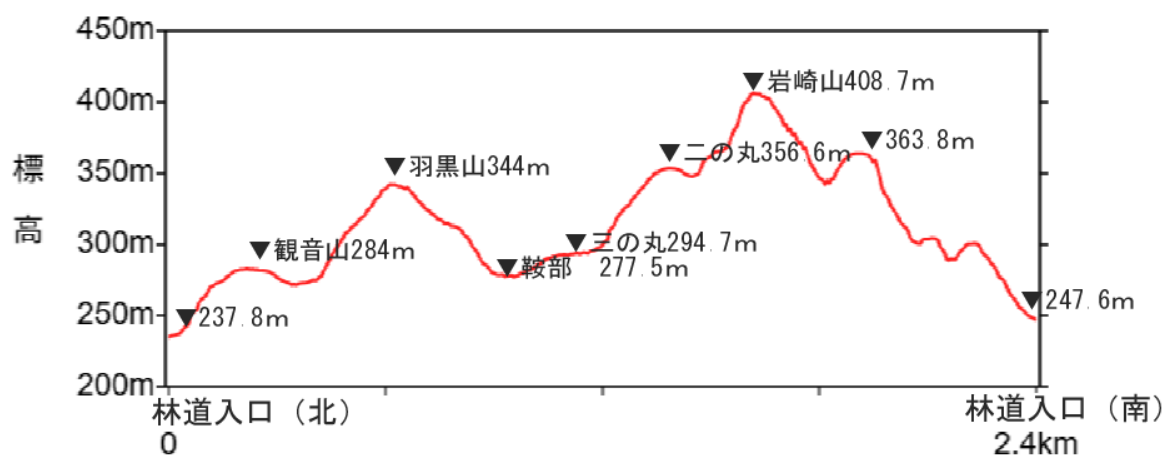
山塊の東側から北側にかけては、阿賀川が山裾を削るように流下しており、長年の側方侵食（河食作用）によって極めて急峻な絶壁が形成されている。この天然の削り込みは、城郭の北・東面における強固な外堀の役割を果たしており、自然地形を防御線として最大限に活用した要害地としての骨格を成している。

・ 河岸段丘の展開と平坦面

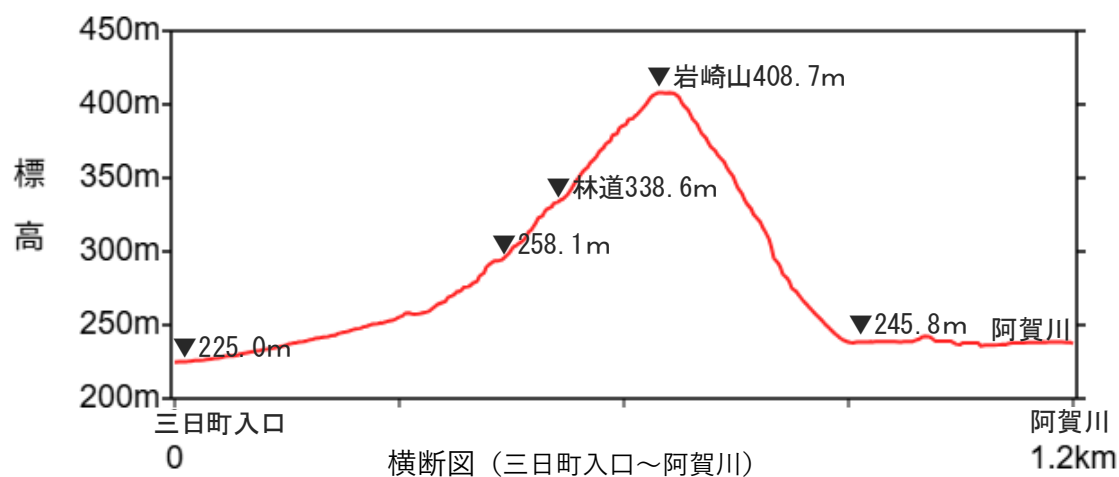
山塊の西側から北西麓にかけては、阿賀川の流路変遷に伴う河岸段丘が発達している。この段丘面や尾根筋に見られる緩斜面は、曲輪（西曲輪等）や家臣団屋敷跡、寺院跡などの平坦面として巧みに取り込まれており、自然の段丘地形が城郭の面的な広がりや居住性を支える基礎となっている。



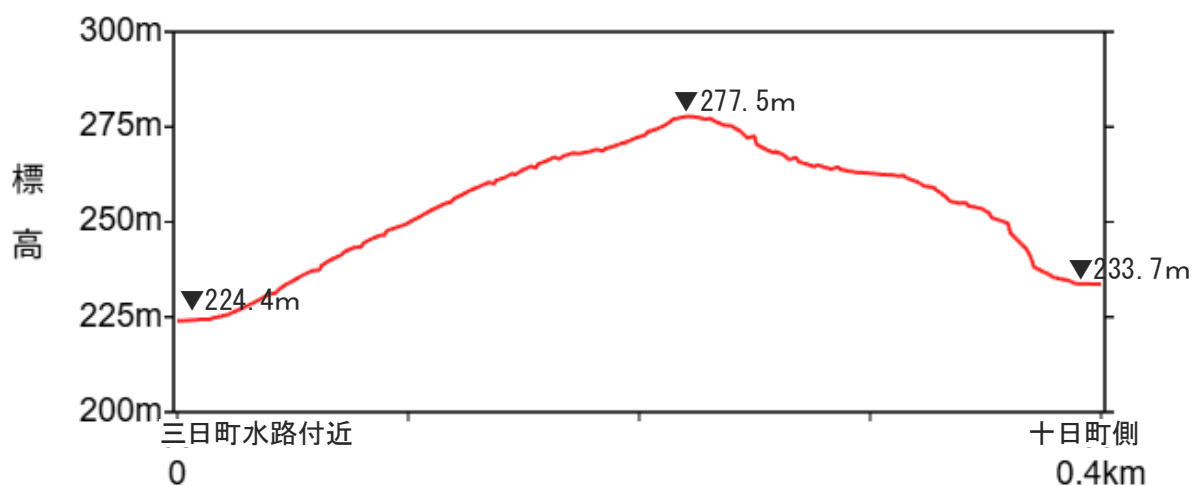
白鳳三山の地形 平面図



縦断面図 (本郷インフォメーションセンター～窠坂)



横断面図 (三日町入口～阿賀川)



縦横断面図 (三日町水路付近～十日町)

上記は、白鳳三山地形図の断面 (青線) 位置の横断面図である。

2. 地質

(1) 地質分類

本地域は、東北本州弧南部の会津地域東部に位置し、構造的な内陸盆地である会津盆地の一部をなしている。当地域の地質構造は、盆地の東西両縁に存在する逆断層系に大きく支配されており、後期更新世から完新世にかけての堆積物によって会津盆地が埋積される一方で、東西の丘陵・山地が相対的に隆起する構造が卓越する。盆地を取り囲む丘陵及び山地には、上部中新世から中部更新世にかけての河川堆積物や火砕流堆積物が分布する。会津盆地周辺の地質は、北部農耕地では堆積した凝灰岩が、山岳地では凝灰岩を主とする石英安山岩が主体となる。向羽黒山城跡は、火成岩である流紋岩及び火山活動で放出された様々な大きさ

の碎屑物が固結して形成された火砕岩で構成されている。また、若松城跡が位置する丘陵地は段丘堆積物で構成される

これらの城賀川が流れ、周囲には谷底平野堆積物が広く分布している。



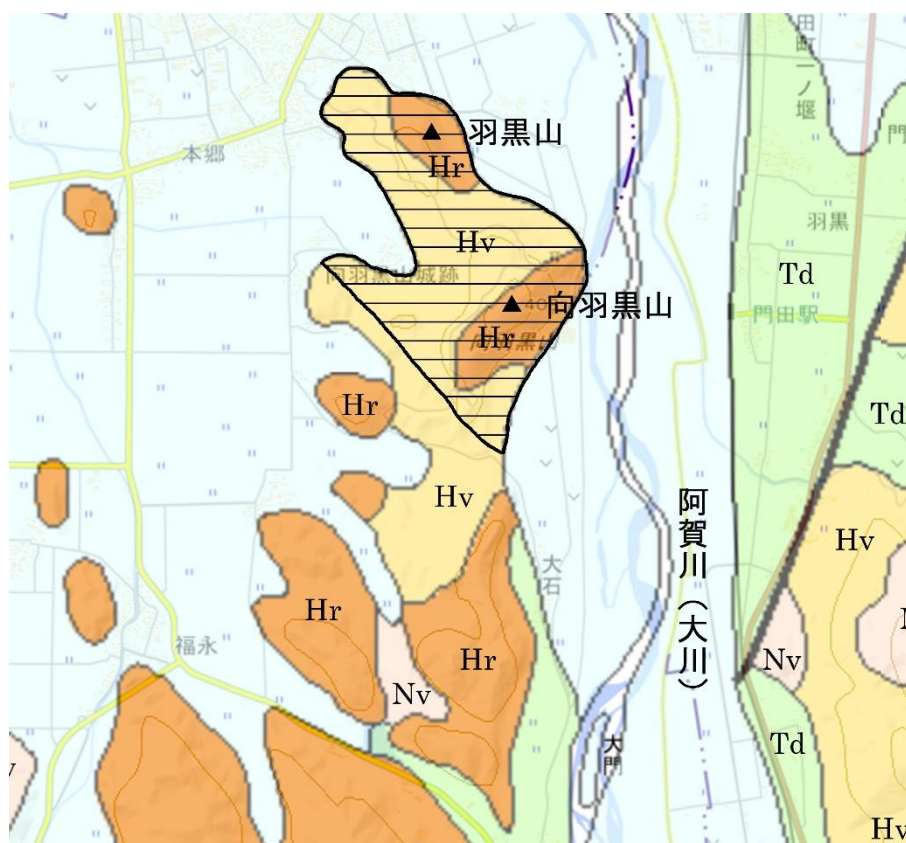
出典：地質図ナビ

凡例	分類	岩石	凡例	分類	岩石
	堆積岩	谷底平野		堆積岩	海成層泥岩
	堆積岩	段丘堆積物		火成岩	デイサイト流紋岩
	火成岩	流紋岩火砕流		火成岩	デイサイト溶岩
	堆積岩	非海成層		火成岩	玄武岩溶岩
	火成岩	花崗閃緑岩トータル岩	-	-	-

周辺地質図

(2) 本史跡の地質

白鳳山を構成する地層（鈴木ほか(1972)による本郷層に当たる）は凝灰角礫岩や火山礫凝灰岩を主とする流紋岩火砕岩類から成る。成層するようすが見られ、地表での層厚は150 m前後と見積もられ、上限は削剥されて確認できない。分布は白鳳山の模式地周辺に限られ、近隣の山地では確認されていない。層序的には、鈴木ほか(1972)による面川層を漸移整合に覆っている。地層は緑色化していない。また、流紋岩の小岩体が貫入しており、羽黒山、向羽黒山のピークを作っている。地層は粘土化や珪化の著しい部分があり、これは流紋岩の貫入や熱水活動の影響によるものと考えられる。



白鳳山周辺の地質図（出典：産総研地質調査総合センター，2025）

横線を掛けた範囲が鈴木ほか(1972)が“本郷層”を設定した範囲。

以下の地層名の凡例は山元・吉岡(1992)を参考に作成。

【凡例】 Hv：東尾岐層（火砕岩類） Hr：東尾岐層（流紋岩溶岩）

Nv：七折坂層（火砕流堆積物） Td：段丘堆積物

3. 気象

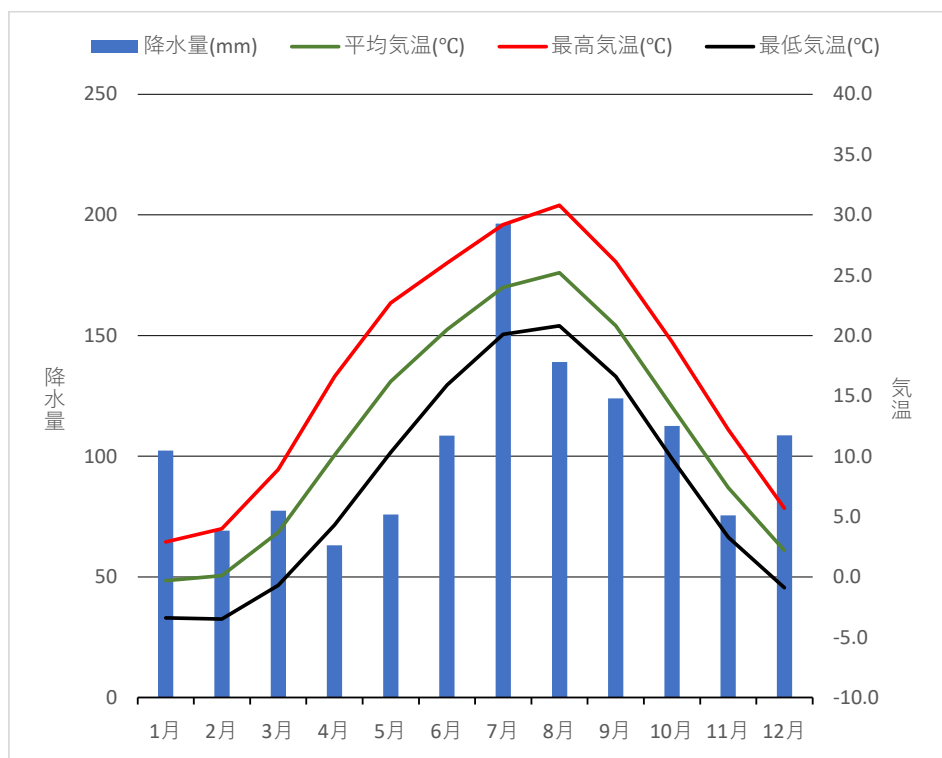
本町の気候は、内陸盆地特有の複雑な気候を示し、夏は高温多湿の猛暑、雷も多い地域で、冬は好天が少なく、12月中旬から2月にかけて豪雪となり、積雪は最大で1mを越すことがある。

ここでは福島地方気象台の若松特別地域気象観測所（会津若松市材木町）の観測データを掲載した。なお、観測データは、1991年から2020年までの期間で、平年値（年・月ごとの値）で表記する。

平均気温は12.0℃、最高気温は8月の30.8℃、最低気温は2月の-3.5℃である。年間降水量は1,259.2mm、最大降雨量は7月の196.4mmである。なお、平均風速は2.4m/sで、通年では西北西の風向きが多い。

要素/月 (季節区分)	平均風速 m/s	最多風向	降雪深合計 cm
1月	2.6	西北西	121
2月	2.7	西北西	90
3月	2.5	西北西	41
4月	2.7	北西	3
5月	2.5	北西	-
6月	2.5	北西	-
7月	2.0	北北西	-
8月	2.2	北西	-
9月	2.0	北西	-
10月	2.1	西	-
11月	2.1	西	1
12月	2.5	西	72
年	2.4	西北西	328

風向きと降雪量



気象関係図（出典:気象庁 HP 過去の気象データ）

4. 植生相

(1) 植生

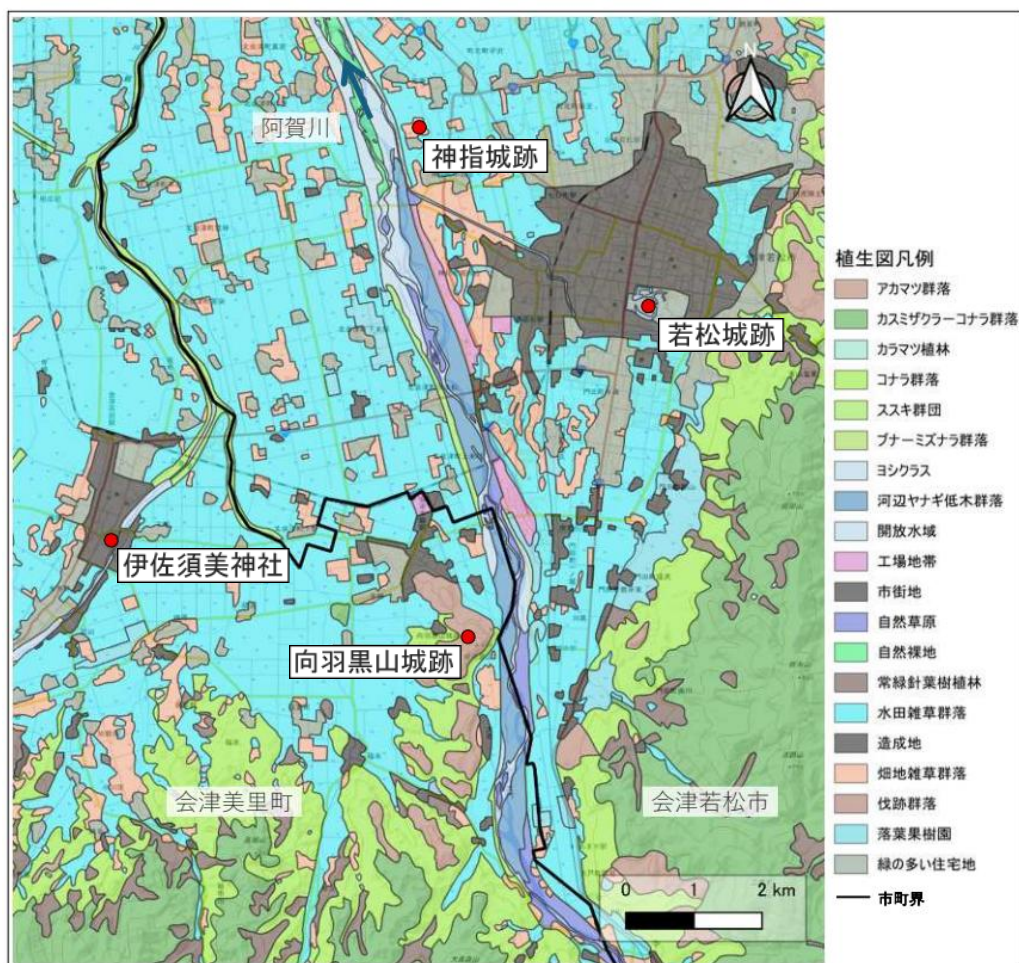
本町の気候帯は中間温帯から冷温帯に属しており、標高が比較的低いこともあり中間温帯の要素が強くみられる。植生は人為的な影響を受けてきたため二次的要素が強く、植生図においてコナラ群落およびカスミザクラ・コナラ群落で示されるように、コナラが代表的植物となっている。また、本地域の植生分布は落葉広葉樹林帯が主体となっており、人為的干渉の程度に応じて「人里」「里山」「奥山」の三区分に大別できる。

人里は、家の周辺や耕作地等の絶えず人が関係している地域で、水田や畑地が多く存在する。近年は人口減少や高齢化にともなって耕作放棄地が増えており、放棄水田は湿地性の草原群落からヤナギ群落に遷移が見られる。また、果樹園等への転作の後、畑雑草群落に遷移が見られる。これらの放棄地は経過年月により多様な群落が混在する植生となる傾向が見られる。人里の代表的な植生である屋敷林・社寺林では、風雪からの防護として、屋敷林ではケヤキ・ハンノキ・スギ、社寺林ではスギが植えられている。社寺林の例外としては、伊佐須美神社の社叢がある。これまで皆伐されたことがないことから、古来の植生の一部が残っているとされ、町天然記念物に指定されている。

里山は、集落から約2 km圏内に位置し、人間の利用・管理によって維持されてきた半自然的な領域と定義される。かつては、食糧資源としてのクリ、繊維資源としてのシナノキやヤマブドウ、染料・薬料資源としてのキハダといった有用植物が積極的に植栽・管理され、生活資源を供給する場として重要な役割を担っていた。しかし、かつて広範に行われていた焼畑の跡地の多くがスギの植林地へと転換された結果、草原を主たる生育地とする植物群は著しく減少した。薪炭材として利用されてきたコナラは、本史跡周辺のコナラ群落、里山から奥山への移行帯に見られるカスミザクラ・コナラ群落として現存するが、近年のエネルギー利用の変化に伴い、これらの薪炭林は利用されず放棄状態にあると推察される。

奥山は、集落から約2 km以上離れた、人為的干渉が比較的少ない領域である。この地域の自然林は、ブナやミズナラを主体とする落葉広葉樹林によって構成され、その中に天然スギやクロベといった常緑針葉樹が混生する。ブナの主要な生育圏は標高800m以上の山地帯であり、明神ヶ岳や博士山などがその代表的な分布域である。ブナ林には、ミズナラ、コシアブラ、ベニイタヤ、オオヤマザクラ、シナノキ、ホオノキ、ケヤキなど、多様な落葉広葉樹が生育し、今回の植生図調査範囲においては、原生林に近い状態の良好な二次林が確認された。最後に、主要河川である阿賀川の流路沿いには、河川環境に適応したヤナ

ギ類やヨシなどの低木・草本群落形成されている。特筆すべき点として、本史跡と若松城跡の間の眺望を阻害するような高木群落は認められない。



植生図

出典：自然環境調査Web-gas(https://www.biodic.go.jp/ne_research.html)から地図タイルを引用

(2) 本史跡の植生

本史跡は、阿賀川右岸の比高約 130mに位置する山城であり、その植生は地域の潜在自然植生を基盤としつつ、近現代の公園整備や植林、および城郭維持に伴う二次林によって構成されている。

本史跡の植生は、大きく以下の3つの区分に分類される。

アカマツ・落葉広葉樹混交林

尾根筋や曲輪周辺の乾燥しやすい斜面を中心に、アカマツを主軸とした林相が形成されている。これに随伴してコナラ、クリ、クヌギ等の落葉広葉樹が混生しており、典型的な里山の二次林の様相を呈している。崖線や標高差のある西側斜面は岩露出地が多く、乾燥に強い低木類や、岩隙に生育する植物で構成される。

落葉広葉樹純林（二次林）

谷筋や湿潤な傾斜地には、ミズナラやエノキ、カエデ類が分布する。これらは秋期の景観維持（紅葉）に寄与するとともに、土砂流出防止の役割を担っている。

人工林・竹林

山裾や一部の緩斜面は、過去の経済活動の名残であるスギ・ヒノキの人工林が点在する。

また、林床には、会津地方の豊かな自然を象徴するカタクリ、ショウジョウバカマ、キクザキイチゲ等の自生が確認されており、本史跡の自然的価値を構成する重要な要素となっている。夏季から秋季にはヤマユリ等の山野草が広く分布し、季節ごとの生物多様性を維持している。

なお、本史跡の調査・整備事業では図示した範囲の間伐等を実施している。



植生図

出典：「エコリス地図タイル」（「環境省生物多様性センター「第6～7回自然環境保全基礎調査 植生調査結果 GISデータ」(<http://gis.biodic.go.jp/webgis/sc-023.html>)」を使用し、株式会社エコリスが作成・加工したもの」）

5. 動物相

(1) 哺乳類

本町において生息する哺乳類は右表の通りで、近年、ツキノワグマが人家の軒先まで現れ、令和5年（1993）は1件、令和6年（1994）は2件、令和7年（1995）は2件の人身被害が出ており、春から晩秋にかけては、熊出没の注意喚起が行われている。また、国の天然記念物であるカモシカが平成28年（2016）には、本郷地域の市街地に出没した。この他これまで本町には生息していなかったイノシシやシカによる、農作物への被害が確認されている。

また近年、向羽黒山城跡のある区域ではクマの目撃情報が相次いでいるが、捕獲までは至っていない。周辺地区では毎年罠を設置し、令和5（1993）、7年（1995）には捕獲の実績はある。

(2) 鳥類

地域差はあるものの、広範囲に出現する鳥類としては、トビ、キジバト、ヒヨドリ、ウグイス、シジュウカラ、ホオジロ、カワラヒワ、スズメ、ムクドリ、ハシボソガラス、ハシブトガラス等が確認されている。また、コサギ・ゴイサギ・アオサギなどのサギ類も多くみられ、水田で餌をあさる個体を見かけるが、これらのサギ類は、集落にある寺社林に営巣し繁殖するため、鳴き声や糞害などが問題となっている。この他、冬季にはカモやハクチョウが町内の堤や水田に飛来し、落穂をついばむ姿が見られる。

この白鳳山一帯で見かけることのできる野鳥は次のとおりである。

ホオジロ、ヤマガラ、マヒワ、カワラヒワ、オナガ、ツグミ、シジュウカラ、ヨドリ、カケス、キジバト、キジコガラヒガラムクドリ、ウグイス、メジロ



落穂をついばむハクチョウ

齧歯	ウサギ	翼手	食虫	目
リス	ウサギ	ヒナコウモリ	モグラ	トガリネズミ
ムササビ	ニホンリス	ノウサギ	アブラコウモリ	ジネズミ
●	○	○	●	○
	駐車場 蓋沼	糞海老山 蓋沼	坑道 蓋沼	死骸 坑道 蓋沼
偶蹄	食肉			齧歯
ウシ	ジャコウネコ	イタチ	イヌ	クマ
カモシカ	ハクビシン	アナグマ	イタチ	キツネ
○	○	●	○	○
天狗岩	死骸 竹原	宮川ダム路上	糞 蓋沼	宮川ダム路上
○	○	○	○	○
				坑道 松倉沢 蓋沼
				坑道 松倉沢 蓋沼

○印は生息を予想される哺乳類
●印は確認された哺乳類

表 生息している哺乳類
(出典：『会津高田町史 第五巻』)

(3) 爬虫類・両生類

爬虫類においては、トカゲ、カナヘビ、アオダイショウ、ヤマカガシ、マムシ等が生息している。かつてはクサガメも河川で見られたが、護岸工事等の影響で近年見かけることがなくなった。両生類については、イモリやヒキガエル、アマガエル等の数種類の力エルが生息するが、特に樹上で生活し卵塊を池や沼の上に張り出した小枝に産み付けるモリアオガエルが、八木沢の蓋沼や古潟沼、関山の八神沢の堤等に生息する。八神沢の堤のモリアオガエルは「関山のモリアオガエル」として、町の天然記念物に指定されている。



モリアオガエル

また、本史跡内にある「源平沼」は、モリアオガエルの繁殖地として知られている。

(4) 魚類

本町においては、阿賀川を除く河川の上流域ではイwanaやヤマメが、扇状地に移って流れが比較的緩やかになるあたりからは、アブラハヤやウグイ、オイカワ等が多く見られるようになる。堰のように流れがゆったりしたところや貯水池では、コイやフナ、ナマズ等が見られる。

かつては、湧水池で青い婚姻色に染まったイトヨが求愛ダンスをし、営巣していた姿は、大規模な基盤整備にともなって姿を消した。

(5) 昆虫類

本町で確認される昆虫の種類は多く、チョウ、コガネムシ、トンボ、バッタ、カメムシ、セミ、ハサミムシ、トビケラ、アブ、ハチ等を確認することができる。特に珍しい昆虫類として、日本最小のアカトンボ、ハッチョウトンボが蓋沼に多数生息している。

(出典：「会津美里町歴史文化基本構想」に一部加筆)

第3節 歴史的環境

1. 時代別の概説

(1) 縄文時代以前

本町において現在まで旧石器時代の遺構は見つかっていないが、冑宮西遺跡において剥片1点、破片4点が出土している。縄文時代に入ると、人の生活の痕跡が認められるようになり、草創期の遺跡としては鹿島遺跡、早期では北平遺跡、下谷ヶ地平C遺跡、下萩曾根遺跡がある。前期になると、遺跡数も増加し鹿島遺跡、鷺沢遺跡、冑宮西遺跡、中冑遺跡等がある。これらの遺跡は町の西側山裾に分布している。中期には道上遺跡や油田遺跡がある。中期から後期にかけては、十五壇遺跡、道上遺跡、下谷ヶ地平A遺跡、北平遺跡がある。晩期では上冑A遺跡、北ノ前遺跡、下谷ヶ地平C遺跡、権現山下遺跡がある。

(2) 弥生時代

弥生時代は、縄文時代と比較して遺跡の数が減少するが、油田遺跡、権現山下遺跡、下堀際遺跡、鷺沢道南遺跡等がある。また、五本松遺跡は墓坑群と推定されている。油田遺跡では再埋葬が検出されている。



油田遺跡出土品

(3) 古墳時代

古墳時代では、町南部の丘陵地帯に藤田古墳群があり、10基の円墳が確認されている。これらは古墳時代後期の群集墳であり、最も大きい1号墳は、東西18m、南北19.5mの規模である。また、町の西側の山際には、佐賀瀬川横穴古墳群、根岸四八壇古墳群、米沢五つ壇古墳群が存在していたが、そのほとんどが開墾や耕地整理等によって消滅した。十五壇遺跡は、古墳時代後期の6世紀後半から7世紀前半の集落と思われる。

(4) 奈良・平安時代

油田遺跡は、主に縄文時代から古墳時代にかけての遺跡であるが、土師器や須恵器も多く出土しており、それらの形式から8世紀から9世紀頃までも集落が存在していたと思われる。下堀際遺跡では、「行」と推定される墨書のある土師器が出土している。

大久保須恵器窯跡では2基の窯跡が検出されている。窯の操業時期は8世紀後半頃と推定される。

会津地方唯一の三重塔を有する法用寺は、養老4年(720)に得道聖人によって建立されたと伝えられており、国指定文化財の金剛力士像など数多くの文化財を有する寺院である。



法用寺三重塔

(5) 中世

中世になると、文治5年(1189)の源頼朝の奥州藤原氏攻めにおける戦功により、奥州各地のうち、会津の地は相模の三浦一族の佐原十郎義連に与えられた。後に会津地方を中心に南東北に勢力を持った蘆名氏は、この佐原氏を祖とすると伝えられている。南北朝時代になると、蘆名氏は次第に勢力を伸ばしていく、その後、蘆名氏は会津郡において「守護的」な立場となり、後に職権の範囲は、会津四郡を含む地域に広がった。蘆名氏16代、盛氏(1521～1580)の時代に蘆名氏は全盛期を迎え、会津を中心にその支配領域が最大となり、南奥羽の一大勢力として隆盛を誇った。本計画の対象である向羽黒山城は蘆名盛氏によって築城された。天正17年(1589)、蘆名義広は摺上原の戦いで伊達政宗に敗れ、蘆名氏は滅んだ。その後、伊達政宗が会津を領したが、天正18年(1590)の「奥州仕置」により米沢へ移され、その後、蒲生氏と上杉氏が会津の領主となる。

(6) 近世

江戸時代に入り、寛永20年(1643)に会津藩主として保科正之が入り、会津松平氏の祖となった。これ以後、明治維新まで松平氏が会津一帯を治めた。この時、会津藩主は幕府領(御蔵入領)を預かり地とし、会津藩領と幕府領を管轄していた。この会津藩領と幕府領の領域が現在の会津美里町の大半を占めている。町内には江戸時代における会津藩の政策の名残として「会津本郷焼」と「下野街道」がある。会津本郷焼は、会津藩の産業として興隆を極めた。下野街道は、会津五街道(下野街道、越後街道、米沢街道、二本松街道、白河街道)の一つであり、幕府の街道整備の命により整備されたものである。脇街道も発達し、明治初期にはイギリスの旅行家イザベラ・バードが通っている。この下野街道での発掘調査において、長さ約30m、幅約1.5mの石畳が検出されている。戊辰戦争では、

街道筋に位置することや若松城下に近いということもあり、大きな被害を受けている。



下野街道

(7) 近代、現代

明治時代になると高田に大沼郡役所が設置され、行政組織が整備されていった。産業においては、会津本郷焼が戊辰戦争によって壊滅的な打撃を受けたが、全国勸業博覧会において多数の賞を受賞した。太平洋戦争の頃には、東京からの学童集団疎開の受け入れを行っており、宿泊場所には、旅館や料理屋等があてられた。昭和 28 年（1953）の町村合併促進法公布により、昭和 30 年（1955）には高田町、永井野村、旭村、藤川村、赤沢村、尾岐村、東尾岐村が合併して会津高田町へ、昭和 29 年（1954）には本郷町、玉路村が合併して本郷町へ、昭和 24 年（1949）には新鶴村に大谷地、市野、上平、二岐が合併して新鶴村に加わった。その後、平成 17 年（2005）から平成 18 年（2006）にかけて平成の大合併が全国的に進められ、平成 17 年 10 月 1 日、会津高田町、会津本郷町、新鶴村の 2 町 1 村で合併し、会津美里町が誕生した、

2. 主な文化財と伝説

(1) 会津美里町の文化財

本町には、国宝1件、国指定11件、福島県指定が18件、会津美里町指定文化財87件があり、町村合併前の旧3町村において文化財指定がなされたものは、新町においてすべて継承している。

福島県内に3件ある国宝のうちの一つ「一字蓮台法華経開結共(九卷)」や、国重要文化財「木造金剛力士立像」のような平安時代の木造彫刻など貴重な文化財が多く存在し、時代としては、弥生時代の再葬墓として注目された。「油田遺跡出土品」から、現在も使用されている「登窯」等各時代のものがある。

また、国の天然記念物であるニホンカモシカの生息が確認されている。



木造金剛力士立像



一字蓮台法華経開結共

会津美里町 指定等文化財件数

文化財 区 分	建 造 物	絵 画	彫 刻	工 芸 品	書 跡	古 文 書	考 古 資 料	文 化 財	無 形 民 俗	文 化 財	有 形 民 俗	史 跡	記 念 物	天 然	合 計
国宝・国指定	4	0	4	1	1	0	0	1	0	1	0	1	0		12
県指定	3	1	7	2	0	0	0	1	0	1	0	1	3		18
町指定	2	5	14	13	0	6	3	10	2	23	9				87
合 計	9	6	25	16	1	6	3	12	2	25	12				117

(2) 伝説

本地域に伝わる蘆名氏、向羽黒山城に係る話が次のように伝承されている。

蘆名氏、向羽黒山城に係る伝説

伝説	内容	地区
向羽黒山城の南のまもり 穂谷沢柵	蘆名の出城	入宗
蘆名氏初期のとりで 大石柵	蘆名家が会津に入ったこの砦	大石
幻の金山	白鳳山に残る地下坑道	相川
稲見が岡	丸山の別名の由来	大八郷
粕尾宗頤のルリ色の壺		宗頤
宗頤町の守り本尊 地蔵菩薩		宗頤
蘆名氏時代の砦、荒井館	蘆名氏の家臣 荒井萬五郎が築いたという	荒井
蘆名時代の侍屋敷地、御用地	御用地という地名の由来	御用地
岩崎砦を救った米の滝	岩崎山山頂の砦に係る米を水と偽った戦いの伝説	白鳳山
岩崎淵の大蛇	大川の畏敬	白鳳山
岩崎山の白蛇	築城時の羽黒権現を移した伝説	白鳳山
日限地蔵さま	西光寺の由来	柳西

※太字が城跡内と関わる伝説



出典：会津本郷昔話 会津本郷町教育委員会 平成4年